

令和2年度
自己点検評価書

令和3(2021)年6月
芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	55
基準 6. 内部質保証	63
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	67
基準 A. 社会貢献と地域連携	67
V. 特記事項	74

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

芦屋大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。これは創立者である福山重一のおもに基づいている。明治 42 年に生を受けた福山は戦前、戦中、戦後の学校教育に尽力し、特に戦後の焦土と化した我が国の復興を願ひ、教育改革に積極的におき組んだ。福山は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人権の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考えた。「人それぞれに天職に生きる」との建学の理念を踏まえ、学生一人ひとりが天職を見つけられる教育を実践している。

建学の精神に併せて実践綱領として「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を謳ひ、本学の教育に反映させてきた。学則第 1 条においても、本学は「教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従ひ、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。時代とともに学生たちの気質も、社会が求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、個性を伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命である。

学校法人芦屋学園としての歴史を紐解くと、昭和 12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まる。初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学で E.ハウスクネヒトから教育学を教授された一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな教育をしていたことが伝えられている。

その後、昭和 39(1964)年、福山重一により芦屋大学が創設された。教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設され、昭和 43(1968)年には大学院（修士課程・博士課程）が設置された。福山重一のお少人数を手厚く教育するという方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めたことで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。平成 19(2007)年度には、福山の教育理念と本学の社会的役割を再検討し、教員養成と経営者育成の観点から、従来の「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の 2 学部 4 学科制に変更した。その後、学科の再編を経て、平成 25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」および「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の 2 学部 3 学科制となっている。学部学科を再編する課程で、福山の理念をより教育課程に反映させるため、「人間力」の涵養にも力を注いでいる。「人間力」に必要な協調性、コミュニケーション能力、リーダーシップ、課題解決力、主体性、責任感を育み、社会に貢献できる人材の育成におき組んでいる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

昭和 39(1964)年 1 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12 月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4 月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3 月	芦屋大学大学院 (修士課程・博士課程) 設置認可
昭和 43(1968)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 60(1985)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 61(1986)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 11 月	芦屋学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11 月	芦屋大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4 月	ビジネス研究センター開設 (平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合)
平成 15(2003)年 12 月	芦屋大学創立 40 周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4 月	国際交流センター (現 国際交流課) 開設 教職教育支援センター (現 教職支援課) 開設
平成 18(2006)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の 2 学部 4 学科に改組、 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4 月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部 経営教育学科にキャリア教育コース開設 芦屋学園スポーツ教育センター (現 地域連携推進・スポーツ 振興室開設) 開設
平成 23(2011)年 4 月	キャリア支援センター (現 就職部) 開設
平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始

芦屋大学

- 平成 25(2013)年 4 月 臨床教育学部 国際コミュニケーション教育科を募集停止
臨床教育学部 教育学科に国際教養学コース開設
経営教育学部 経営教育学科にバレエコース開設
- 平成 26(2014)年 4 月 芸術文化センター開設
- 平成 26(2014)年 11 月 芦屋大学創立 50 周年
- 平成 28(2016)年 4 月 臨床教育学部 教育学科にダンスコース開設
- 平成 29(2017)年 9 月 芦屋大学大阪キャンパスを六麓荘キャンパスに統合
- 平成 31(2019)年 4 月 臨床教育学部 教育学科に地域スポーツ指導者コース開設
臨床教育学部 児童教育学科に幼児教育コース開設、
指定保育士養成施設として認可
- 令和 2(2020)年 4 月 芦屋大学大学院教育学研究科英語英文学教育専攻を募集停止

2. 本学の現況

- ・大 学 名 芦屋大学
- ・所 在 地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号
- ・学 部 の 構 成 臨床教育学部
教育学科
児童教育学科

経営教育学部
経営教育学科
- ・大学院の構成 教育学研究科 教育学専攻（博士前期課程・博士後期課程）
英語英文学教育専攻（修士課程）
技術教育専攻（修士課程）
- ・学生数、教員数、職員数（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

1) 学生数

（学部）

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科			男	女	計
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 年	86	32	118	12	25	37	88	32	120	186	89	275
2 年	87	25	112	26	21	47	93	28	121	206	74	280
3 年	53	25	78	12	18	30	85	32	117	150	75	225
4 年	75	12	87	10	12	22	88	29	117	173	53	226
計	301	94	395	60	76	136	354	121	475	715	291	1006

芦屋大学

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	1	3	4	0	3	3	—	—	—	2	1	3	3	7	10
2年	1	2	3	1	0	1	—	—	—	2	1	3	4	3	7
3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0	2	2	0	2
計	2	5	7	1	3	4	—	—	—	6	2	8	9	10	19

2)教員数

(学部)

学部 学科	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	10	5	15	3	2	5	11	0	11	24	7	31
准教授	4	0	4	5	5	10	4	1	5	13	6	19
講師	2	1	3	0	1	1	1	0	1	3	2	5
助教	1	0	1	0	0	0	0	2	2	1	2	3
計	17	6	23	8	8	16	16	3	19	41	17	58

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	3	0	3	6	0	6	1	0	1	2	1	3	12	1	13
准教授	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—	—	1	1	2
講師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	0	3	7	1	8	1	0	1	2	1	3	13	2	15

※学部の教員が兼務

3)職員数

	男	女	計
正職員	27	22	49
嘱託職員	0	0	0
臨時職員他	2	4	6
計	29	26	55

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芦屋大学学則および芦屋大学大学院学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

芦屋大学学則第 1 章総則（教育目的）第 1 条

芦屋大学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

芦屋大学大学院学則第 1 章総則第 1 条

芦屋大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、建学の精神を実践するため、3 つの実践綱領を定め、その意味も簡潔に文章化している。

「独立と自由」－自由の本質をわきまえ、独立の心を養う

「創造と奉仕」－創造力を培い、すすんで社会に奉仕する

「遵法と敬愛」－規律を守り、互いに敬愛する心を育てる

学部学科、大学院の各研究科・専攻のそれぞれの目的などは、3 つのポリシーと合わせて、下記のように具体的かつ明確に定めている。

臨床教育学部

個人の可能性を引き出す教育とともに、乳幼児、児童及び生徒などの教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育に

ついて教育・研究する。

教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

児童教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する。

経営教育学部

経営学と教育学を軸に、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を教育・研究する。

経営教育学科

学部の目的である経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

教育学研究科

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究する。

教育学専攻（博士課程）

教育学研究科の目的・使命とともに、併せて企業経営に関する教育の課題及び方法論を教育・研究する。

英語英文学教育専攻（修士課程）

特に英語、英文学に関する教育について、課題及び方法論を研究する。

技術教育専攻（修士課程）

特に技術教育に関する課題及び方法論を研究する。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神および実践綱領については分かりやすく簡潔に文章化し、毎年度、入学者や教職員に配布する『学生便覧』『大学院便覧』をはじめ、大学ウェブサイトに掲載している。また、入学式をはじめ、新入生オリエンテーションや毎年の履修登録説明会、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」等でも繰り返し説明し、周知と理解に努めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神を実践するため、少人数教育と多彩な専門教育を本学の個性・特色として実

践している。

本学の目指す少人数教育は、学生一人ひとりが自分らしく輝いていけるように、また卒業後、社会に出て適応する力を身に付けられるように導くことである。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」および「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員を「担任」と位置づけ、各部署の教職員とともに学生一人ひとりと向き合うことにより、個人の持つ可能性を導き出すよう努めている。また、学長自ら、全学部学科の1年生を対象に基礎教養科目「人間力概論」を担当し、建学の精神ならびに大学の使命や目的などを踏まえ、「人間力」についての講義を行っている。

多彩な専門教育については、収容定員数 1,000 名という小規模大学でありながら、2 学部 3 学科 11 コースのカリキュラムを開設していることである。2 学部ともに教育学がベースとなり、教職・心理・スポーツ・ダンス・バレエ・経営・自動車技術・観光・航空など、学生の「なりたいを育てる」多彩な芦大カリキュラムを展開している。

また、大学院においても少人数の教育研究を実践している。各専門分野において自立した研究者としての高い研究能力と豊かな学識を有し、新たな理論的枠組や独創的知見を有すると認められる人材の育成を目指して、大学院における学術研究の特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 39(1964)年に教育学部だけの単科大学として創設されたが、平成 19(2007)年度から臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部に変更した。現在、2 学部 3 学科、1 大学院教育研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学科やコースの再編等様々な取り組みを行ってきた。

臨床教育学部教育学科では、平成 21(2009)年度よりスポーツ教育コースを開設し、保健体育の中学校・高等学校教諭一種免許状を取得できるようにした。平成 25(2013)年度には国際コミュニケーション教育科の募集停止に伴い、教育学科に国際教養学コースを新設し、平成 31(2019)年度は教育学科に地域スポーツ指導者コースを、児童教育学科に幼児教育コースを開設した。教職課程の見直しも行い、平成 28(2016)年度より職業指導の中学校・高等学校教諭一種免許状、地理歴史の高等学校教諭一種免許状については廃止した。臨床教育学部児童教育学科では、平成 23(2011)年度より特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得できるよう課程認定の認可を受けた。平成 31(2019)年度には、同学科の幼稚園教諭一種免許状の保育領域を拡充させたことで、保育士資格を取得できる指定保育士養成施設として認可を受けた。これにより社会で不足している保育士養成も可能となり、幼稚園のみならず保育園や子ども園などへも人材を輩出できる環境を整えた。

経営教育学部経営教育学科では、平成 22(2010)年度より大阪キャンパスを開校し、キャリア教育コースを開設、平成 25(2013)年度よりバレエコースを含む全 9 コースを開設した。コースの統合・再編を経て、平成 28(2016)年度より 5 コースに集約した。同学科のキャリア教育の中核を担う経営マネジメントコースにおいては、平成 27(2015)年度から 6 科目のキャリア教育科目を、さらには時代の要請を受けて平成 28(2016)年度からは、

より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目 5 科目を新規開講した。しかし、大阪キャンパスにおいては、教学マネジメントの見直しにより、平成 29(2017)年 9 月に閉校し、六麓荘キャンパスに統合した。また、平成 31(2019)年度には、同学科のコースを更に 4 コースに集約する形で再編した。

以上のように、社会情勢の変化や大学に求められる教育環境並びに教育の質の向上を目指し、見直しを行っている。大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などへの法令への適合という視点のもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」という言葉は学生によく浸透し、その理念もよく理解されているが、更に学外へも正しく理解してもらえるよう努力し、特に社会及び地域連携に関わる学外への認知度向上に努める。今後も、社会に求められる人材を育成すべく、その期待の変化などの意図や内容を汲み取り、簡潔な文章化を継続しながら、使命・目的及び教育目的の見直し等をしていく方針である。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の精神と実践綱領、使命・目的及び教育目的については、毎年度配付される『学生便覧』の冒頭に記載されているほか、教職員は学部教授会や学科会議、各種委員会において確認し、共通理解を深めている。また、本学の「目指す大学像」と「目標」を盛り込んだ「芦屋大学教育方針」が毎年度、教授会において提示され、専任教員の理解と支持を得られる機会となっている。この「芦屋大学教育方針」の実践にあたっては、運営会議による大学全体の現状の分析、教育方針や課題の検討、学内の組織運営の決定を経て、学部教授会、各部署にて報告され、教職員の共通理解と支持を得て、学内組織の円滑な運営が行われている。また、各種委員会においても、職員が委員に任命されるなど、積極的に活動に参加できる組織を構成している。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、在学生には『学生便覧』を配布し、「大学生活入門」「キャリア基礎」の初年次教育や、学長が開講する 1 年生基礎教養科目の「人間力概

論」でも講義の中で説明している。また、学外には『大学案内』やウェブサイト等を通じて周知を図っている。受験生には『大学案内』や『募集要項』等のパンフレットやオープンキャンパスで周知を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年度に策定された「芦屋大学教育方針」には、本学の使命・目的を反映させ、「目指す大学像」と「目標」を以下のように示している。

I 目指す大学像

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」という、創設者福山重一氏が掲げた教育理念を大切に、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培う。将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる人間力を備える、人材を育成し地域に愛される大学を目指す。

II 目標

1 確かな学力の育成

(1) 学生が自ら意欲的に臨む「分かりやすい授業」を目指し、一方教員も FD 委員会を中心に授業力の向上を目指す

(2) アクティブラーニング形式^{*1}の授業を積極的に取り入れ、自主的に意欲的に学ぶ学生を育てる

※1 ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション・フィールドワーク等

(3) 教員間の授業を見学や授業アンケートを積極的に活用し、授業力向上を計る

(4) ゼミを通して専門的な知識を深め、それぞれの進路を切り拓く力を養う

(5) 国際交流事業、留学生との交流などを通して国際理解を推進する

(6) 教員採用試験の合格率の前年比増を目指す

(7) 一般教養、専門的な知識を養い、就職率 100%を目指す

(8) 授業アンケートの生徒の満足度を向上させる

(9) オンライン授業の充実等、その時々状況に応じて迅速に対応できるよう教職員の柔軟な対応と連携強化を図る

2 学習環境の整備、授業規律の確立を計る

(1) 学習環境の整備、授業準備、授業規律の指導を徹底させ、全学生が授業に集中できる環境を整える

3 学生の自主的活動を推進し、自己有能感の醸成を図るとともに、他人と協調し思いやりのある心を育てる

(1) 学校行事の活性化を図る

(2) 一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る

4 地域との連携を深め、地域から愛される大学を目指す

(1) 地域の全ての教育機関の教育活動を支援する

(2) 地域のスポーツ、文化活動を支援する

(3) 地域の企業と連携し、地域に就職する学生を増やす

- (4)地域の防災拠点としての役割を果たす
- 5 中退者の防止に努める（重点目標）
 - (1)複数担任制を活用し、学生のニーズを支援する
 - (2)休みがちな学生には、電話等で連絡する、保護者にも連絡を入れ協力を得る
 - (3)授業、部活動などを通して学生の情報を集め、学科会議、教授会などで情報を共有し指導に役立てる
- 6 私立大学等改革総合支援事業の補助金獲得を目指す
 - (1)全学的な体制での教育の質的向上を目指し、教育環境の改善を図り、補助金の獲得を目指す

以上のように、短中期的な計画として定め、大学の使命・目的と教育目的を達成するための具体策として掲げられている。各項目についての担当部署等を定め、実施する体制を整備している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は「人それぞれに天職に生きる」という、創設者福山重一が掲げた教育理念を大切にし、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培い、将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる「人間力」を備える人材を育成し、地域に愛される大学を目指している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーには、次のように本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

教育学科については、令和2(2020)年度より見直しを行った。

大学のディプロマ・ポリシー

建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」と実践綱領を自覚し、在学中に専門的知識・技能・人間力を身に付け、天職を通して個性や長所を發揮できる資質や能力を有している人に卒業を認定し、学位を授与する。

大学のカリキュラム・ポリシー

知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を發揮する力を養成できる教育課程を編成する。

大学のアドミッション・ポリシー

建学の精神と実践綱領を踏まえて、自己の個性や長所を見出し、それを伸ばし、将来の自己実現や人間力の養成に関心を持ちつつ、教育に関する知識と技能を修得するための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

臨床教育学部

臨床教育学部のディプロマ・ポリシー

臨床教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修し、各分野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

臨床教育学部のカリキュラム・ポリシー

学生が自己の専攻分野の学修を高度化・深化できるような教育内容と学修方法を踏まえた教育課程を編成する。専門知識や技能の修得と同時に、人間力や豊かな人間性の育成を目指す学修方法を整える。

臨床教育学部のアドミッション・ポリシー

学生生活を通して素質や可能性を発見し、引き出し、育て、人類文化の創造に寄与することが臨床教育学部の教育目的である。そのため大学の内外において学修と経験を積み重ねることによって人間力を育成するとともに、自己の将来の進路を明確にするための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

教育学科

ディプロマ・ポリシー

教育学科は、卒業に必要な単位を取得し、以下のような能力を備えた学生に卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。

①知識・技能

本学科の柱である教育学及び関連学問について適確な知識と技能を修得している。

②思考力・判断力・表現力

教育的課題・社会的課題の解決のために、多様な価値観・文化を持つ人々と協同で問題を探求し活動することができる。自らの学習・探求した成果を、報告書や論文、あるいは芸術作品としての的確に表現し、他者・社会と共有できる能力を身につけている。

③主体的に学習に取り組む態度

日本社会や国際社会において生じている子どもを含む人間の多様な在り方・生き方に関わる諸問題について、広く関心を持ち、学問的に探求することができる。

カリキュラム・ポリシー

教育学科は、教育目的や学位授与方針に沿って、優秀な教育者や広く実社会で活躍しうる有能な人材を育成するため、深い専門性、豊かな人間力、幅広い教養が身に付けられるよう教育課程を編成する。

1) 教育学及び関連する学問の知識を身に付けた人間を育成する。

2) 教員志望の学生には、教職課程において1年次から充実した教職教育を行い、質の高い学校教員を育成する。

3) 基礎教養科目、学部共通科目、外国語科目、保健体育科目、専門教養科目、ゼミ（演習）形式の科目等の履修により、専門分野にとどまらない豊かな人間力と幅広い教養を身に付けた人間を育成する。

この方針のもと、本学科での教育課程は概ね次のようにする。1・2年次には専門領域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、および外国語科目、保健体育科目を履修する。3年次にはゼミ（演習）を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身につける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深め得ていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ。この間、教員を志望する者は教員免許取得のための教職課程科目を履修し、豊かな人間力と専門性を身に付けた教員を目指す。

アドミッション・ポリシー

教育学科は教育目的、学位授与方針、教育課程の編成方針に基づき、以下の力を有する学生を各種選抜試験によって受け入れる。

①知識・技能

本学科が求める基礎知識・技能を修得していることに加え、授業を理解するための語学力を有している。

②思考力・判断力・表現力

様々な課題に対し、多面的かつ論理的に考察することができる。その考えを的確に表現することができる。

③主体的に学ぶ態度

何事にも偏見をもたず、さまざまな文化背景・生活体験を有する人たちと良好な人間関係を構築し、協働的に活動できる素地があり、自らの学習・探求した成果を的確に表現し、伝えることができる。

児童教育学科

ディプロマ・ポリシー

児童教育学科の教育課程の単位を修得し、下記の能力を身に付けた人に卒業を認定し、学位を授与する。

- 1.乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に関する知識を幅広く習得し、福祉・教育現場で必要とされる実践力を身に付けている人。
- 2.保育士、幼稚園教員、小学校教員、特別支援学校教員としての目標をはっきりと持ち、教育に主体的・自律的に取り組むことができる人。
- 3.子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することができる人。

カリキュラム・ポリシー

優れた保育者・教育者の養成を目指し、教養、専門性、実践力、社会性、自己実現力などの学士力を養うため、保育・教育課程の編成・実施、保育内容・教科の実践的指導・生徒指導/教育相談・学級/学校経営・学校教育と教員のあり方に関する科目を設置し、体系的な教育課程を編成する。

卒業後の進路を明確にできるように学年進行に伴いキャリア関係の科目を設置する。入学時から、初年次教育とキャリア教育に則った教育課程を編成する。

アドミッション・ポリシー

子どもは次代を担う大切な存在である。彼らがすくすくと豊かに育つようにかかわりサポートするのは大人の責任である。保育士、幼稚園や小学校の教師には、子どもが夢や目標を持ち、彼らがそれを達成するように寄り添い、励まし導く教育力が求められる。一方、家庭や地域社会の教育力が低下している今日、地域社会と密接した関係にある保育園、認定子ども園、幼稚園や小学校が連携して子どもの教育にあたる必要がある。児童教育学科は、このような社会の期待に応える意欲のある人を求める。

- 1.乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に強い関心のある人。
- 2.保育士、幼稚園教員、小学校教員、特別支援学校教員として将来の目的をはっきりと持っている人。
- 3.子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することを目指す人。

経営教育学部

経営教育学部のディプロマ・ポリシー

経営教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した各コースの授業科目を履修し、各分野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

経営教育学部のカリキュラム・ポリシー

建学の精神に基づき、学生が自己の専攻分野の学修を高度化・深化できるような教育内容と学修方法を踏まえた教育課程を編成する。専門知識や技能の修得と同時に、人間力や

豊かな人間性の育成を目指す学修方法を整える。

経営教育学部のアドミッション・ポリシー

知識基盤社会の一員として、自ら学び、自ら考え、自ら道を拓く能力を培うことにより、社会で貢献できる人材を育成することが経営教育学部の目的である。そのために本学部では、高等学校課程までに修得した知識や教養、倫理観に基づき、自己の可能性に挑戦する人を求める。

経営教育学科

ディプロマ・ポリシー

経営教育学科の教育課程の単位を修得し、下記の能力を身に付けた人に卒業を認定し、学位を授与する。

- 1.一般企業その他、さまざまな業種において、ビジネスの仕組みや時代に即したセンスとスキルを身に付け、次世代を担うリーダーとしての資質や能力を有している人。
- 2.家業の継承や起業などに向け、経営を実践的に学びながら人間性を深める幅広い知識や教養を有している人。
- 3.教育者として、学校とそれを支える地域コミュニティづくりを推進する資質と能力を有し、技術科、情報科の専門科目の実践的指導ができる人。
- 4.培った「人間力」を踏まえて社会で生きる力、情報活用能力、コミュニケーション能力を有し、多面的な知見から思考し、行動することができる人。
- 5.自ら問いを立て、社会環境の変化に柔軟に対応できる応用力を有し、他者と協調し、チームとして合理的に解決していく総合的な能力を有している人。

カリキュラム・ポリシー

本学の建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に「気づき」と「行動」を促すキャリア教育を重視した教育課程を編成する。また、学科内の科目を通し自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立をはかるため必要な能力を養うことができるような教育方法・学修方法を考慮した教育課程を編成する。卒業後の進路を明確にできるように、学年進行に伴い就職系と教職系の専門科目を設置した教育課程を編成する。

アドミッション・ポリシー

社会が形成され発展していくには、人を育て、人を活かせる、リーダーシップの能力が求められている。本学科は、経営学と教育学を軸に、各コースの専門的知識の獲得と実践力を身につけ、主体的に将来の進路を探索しながら真摯に学修に励む人を求める。

下記に各コースで求めている学生受け入れ方針を示す。

- 1.企業等の管理者としてビジネスリーダーを目指している人。将来、経営者として家業継承を担う人。経営マネジメント能力を身につけたい人。航空や観光ビジネスに必要な専門的知識および汎用的スキルを身につけ、サービスやホスピタリティ業界で活躍できる能力を身につけたい人。
- 2.中学校技術科、高等学校情報科の教員として教育分野に関心のある人。情報教育やICTの分野に興味がある人。
- 3.自動車技術を学び整備士の国家資格取得を目指す人。自動車ビジネスの分野で活躍したい人。
- 4.バレエの専門理論や高度なバレエ技術を磨きたい人。創作活動を通して、教え・育てるという教育分野に関心がある人。公演活動を通して、バレエスクール、バレエカンパニーなどを管理・運営し経営的視点を身につけたい人。

大学院 教育学研究科

教育学専攻

ディプロマ・ポリシー

(1) 前期修了者には修士学位が与えられる。その要件は以下による。

①所定の年限在学し所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。

②教育学分野における高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。または、経営教育の分野における高度な専門的研究力量と豊かな学識を修得し、産業社会のリーダーとしての資質を有すると認められる者。

(2) 後期修了者には博士学位が与えられる。その要件は以下による。

①所定の年限在学し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者。

②各専門分野において自立した研究者としての高い研究能力と豊かな学識を有し、新たな理論的枠組や独創的知見を有すると認められる者。

カリキュラム・ポリシー

教育学関連分野においては、教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することを目的としている。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に生かすことを重視している。

そのため、本学教育相談所と連携し、発達障害者の理解と教育に向けて教育学・心理学・脳科学等の各分野から総合的に研究するカリキュラムを編成するなど独自の取り組みを行っている。

経営教育学の分野においては産業社会のリーダーとしての資質を有し、産学能力を身につけた高度専門職業人の育成を目的としている。特に、キャリア開発に関する先進的な研究を行っている。

アドミッション・ポリシー

本専攻は教育学・教育文化学・教育心理学・特別支援教育の各分野を研究する教育学関連分野と、経営学・産業技術・産業心理・人間環境などの各分野を教育的観点から研究する経営教育分野からなっている。また、この博士課程は標準修業年限 2 年の前期課程と標準修業年限 3 年の後期課程とに区分されている。

後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはその他の高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。前期課程は、後期課程の基礎として、上記専攻分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことをめざすとともに、高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。

なお、本専攻は学位取得や再教育を目的とする大学・高校などの現職教員、専修免許状のための継続教育などを目的とする者、一般社会人にも開かれている。したがって入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを慎重に審査して入学者の決定を行っている。

技術教育専攻

ディプロマ・ポリシー

修了者には修士学位が与えられる。その要件は以下による。

1. 所定の年限在学し所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。

2. 技術教育に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。

カリキュラム・ポリシー

1. 技術教育分野では、学校教育における技術科教育のあり方に関する演習を中核に据え、広く一般普通教育の中に技術教育をどう位置づけるべきかについて教育・研究している。
2. キャリア開発分野では、技術と経営の面から産業能力の向上を図り、キャリア開発分野の研究課題に先進的に取り組むための能力を育成している。
3. 産業技術分野では、現代の産業・情報技術に関する高度な知識と応用力を身につけ、企業や教育現場等においてその能力を発揮できる者を育成している。
4. 人間環境分野では、人間を取り巻く環境を自然・社会・文化を基本にして捉え、人間と環境のあり方を深く考究する能力を育成している。

本専攻ではこれらの分野についての総合的な教育・研究をめざしている。

アドミッション・ポリシー

本専攻は、(1) 学校の技術科教育に関する技術教育分野、(2) 一般的なキャリア開発分野、(3) 現代産業技術や情報に関する産業技術分野、(4) 自然・社会・文化に関する人間環境分野の4分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことをめざすとともに、関連する高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。

専修免許状（中学校技術科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、2学部3学科11コース、1研究科を設け、教育課程における専門分野の課題等を審議するため、専任・特任教員を構成員とする学科会議、コース会議、大学委員委員会を組織している。学科会議は原則として月1回、定期的に行われ、主にカリキュラムや授業内容の検討、実習参加要件や学修成果の確認などを行い、大学全体にかかわるものや調整を伴う事項については、各種委員会に諮っている。各種委員会は、教職協働で全学共通の課題等を審議し、各学科やコースへの提案や検討を依頼するなど、各学部学科コースと各種委員会の連携体制を確立している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、社会情勢が日々変化していく中で、進学希望者が大学の教育に期待する多様なニーズを的確に把握し、教育目的などに反映させられるよう、教育内容や教育方法の一層の改善を図るとともに、3つのポリシーについても適宜、見直しを行う。

【基準1の自己評価】

本学は一貫して、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。使命・目的及び教育目的を明確に規定し、『学生便覧』やウェブサイトなどを通して公表・周知を図っている。また、教育目的の達成のために本学の個性・特色を反映した教育システムの構築を図るとともに、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて学部学科の再編や教育目的の見直し等も実施してきている。

目指す大学像と具体的な計画・目標を盛り込んだ「芦屋大学教育方針」については、教授会で理解と支持を得ているとともに、3つのポリシーの策定には各学科会議、教務委員会、運営会議を通して教職員が参画している。教育目的を達成するために2学部3学科11コース、1研究科を設けている。

以上により、基準1を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学部

本学における入学者の受け入れ方針は、建学の精神に基づく教育目的に応じて策定された大学・学部・学科のアドミッション・ポリシーに明文化されている。また、「求める学生像」についても後述のとおり定め、併記している。アドミッション・ポリシーの周知については、学生募集要項、入試ガイド、本学ウェブサイトで公表している。また、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高校訪問等で資料を配布し、入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について各学科の内容とともに説明を行っている。

「求める学生像」

- 1.自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り開いていこうとしている人
- 2.これまで体験したことや人との出会いなどを整理し、大学で学びたいと思う動機をはっきり持っている人
- 3.未来の夢についてや、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

大学院

大学院における入学者の受け入れ方針についても、建学の精神に基づくに大学院の目的に沿ってアドミッション・ポリシーを策定している。その周知については、学生募集要項、本学ウェブサイトで公表している。また、個別相談希望者に対して、博士前期（修士）課程においては、進路等を考慮して、また博士後期課程に関しては、現役研究者、社会人、留学生など本人の状況を勘案して、アドミッション・ポリシーの周知とともにきめ細かな指導と対応を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部

入学者の選抜については、大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。本学では大学入学試験委員会規定が定める「入学試験委員会（以下入試委員会）」が選考基準作成、合格決定、その他入学者選考に関する重要

な事項を協議し、決定している。次年度の入試制度や選考方法についても、アドミッション・ポリシーや教育目的を基に当該年度の入試結果を踏まえ、次年度入学者選抜案を作成し、理事会に上申している。

選抜方法については、本学では創立以来すべての入試で面接（AO 入試は面談）を必須としており、志望する学科の入試委員が本学への志願の適正や、一人ひとりの持てる可能性・人間性について、アドミッション・ポリシーや「求める学生像」に基づいて評価を行っている。また、受験者1名に対し2名体制で面接を行い、評価項目別に点数化することで公正な評価を行えるよう工夫している。

入試問題については、学力試験は入試問題作成委員がアドミッション・ポリシーを基に出題方針や内容の妥当性を協議した上で作成している。また、出題ミスや採点ミス等の事故を防ぐため複数名でのチェック体制を整えている。小論文・口頭試問、留学生日本語音読問題・レポートの課題については、入試委員が作成し、入試委員2名で採点を行う。入試問題・答案等については、入試広報部で厳重に保管・管理している。

試験実施にあたっては、試験当日は入試委員長を実施責任者、入試広報部長を事務責任者とする入試統括本部を設け、すべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに、監督等を担当する教職員は、入試制度別に定める実施要項に従って運営を行っている。

試験実施後には、入試委員による合否判定会議に学長も加わり合否判定会議を開催し、審議の上、合否判定・特待生選考を行う。面接担当委員から受験生一人ひとりの評価について報告があり、アドミッション・ポリシーに沿った評価がなされているかの検証が行われている。

入試制度は、【表 2-1-1】のとおりである。高大接続改革に伴い令和 3(2021)年度入試から入試制度を全面的に見直し、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜およびその他の選抜に分類した。また、3つの選抜の全ての入試において学力の3要素を評価できる選抜方法への変更を行った。

【表 2-1-1】入試制度

令和 3(2021)年度募集

選抜型	入試制度
総合型選抜	AO 入試 (課題レポート方式)、AO 入試 (学力方式)、スポーツ入試、芸術文化入試 (バレエ方式・ダンス方式・吹奏楽方式)
学校推薦型選抜	指定校推薦入試、指定校特待生推薦入試、芦屋学園高等学校生対象特別推薦入試、芦屋学園高等学校生対象 スポーツ芸術文化入試
一般選抜	一般入試 (3 教科型・2 教科型)
その他	社会人特別入試、私費外国人留学生入試、私費外国人留学生特待生入試、編入学入試、編入学教職特待生入試、編入学指定校推薦入試、編入学スポーツ特待生入試、秋季入学入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ特待生入試、私費外国人留学生編入学入試、秋季入学私費外国人留学生入試

これらの入試制度により様々な背景や能力を持つ多様な学生の受け入れを可能としている。各入試の出願資格・選考方法・日程・特待生選考等の詳細は学生募集要項に定めるところである。入試により学力試験や小論文、実技試験、口頭試問等選考方法は異なるが、全ての入試で一人ずつきめ細かな面接 (AO 入試は面談)・評価を行うことによりアドミッション・ポリシーに沿った多面的・総合的な評価を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応としては、特定の受験生が不利益を被ることのないように調査書の評価方法、追試験の実施、オンラインによる実技試験実施の配慮を行った。

大学院

大学院の入学者受入れは、学長を委員長とする大学院委員会が担当している。入学者受入れに関する方針を決定し、入試広報部とともに入試の運営を行う。

大学院の入試では、出願を希望する者には受験資格審査において研究計画書を提出させ、審査の上で出願可否を通知している。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問・面接試験を大学院委員が 3 名体制で行い、大学院委員による判定会議でアドミッション・ポリシーに沿った評価を行っている。

入試制度としては、【表 2-1-2】のとおりである。

【表 2-1-2】大学院入試制度

令和 3(2021)年度募集

入学時期	入試制度
春季入学	春季入学入試、春季入学留学生入試
秋季入学	秋季入学入試、秋季入学留学生入試

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部

令和 2(2020)年度に取り組んだ令和 3(2021)年度の学生募集は、志願者数が 325 名、入学者数が 272 名という結果であった。これにより志願者数は 5 年連続で入学定員を上回り、入学者数でも 3 年連続で定員を充足できた。【表 2-1-3】

学部別では、臨床教育学部の定員 150 名に対して、令和 3(2021)年度は志願者数が 170 名、入学者数が 154 名で、入学者数は 2 年連続で定員を上回った。経営教育学部でも定員 100 名に対して志願者数は 155 名、入学者数は 118 名と、いずれも 3 年連続で定員を上回ることになった。【表 2-1-4】

年度当初、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令に伴い、3 月～6 月の高校内ガイダンスやオープンキャンパスも前半 4 回は中止せざるを得ない状況となり、知名度が決して高くはない本学においては、極めて厳しい状況となった。それでも定員を充足できた要因としては、第一にリスティングやバナー広告などのウェブ広告を地道に継続し、また並行して複数の業者サイトを利用したことにより、資料請求数が 9,731 件と、昨年度よりも約 450 件増加したことがあげられる。

第二に、前述のとおり複数回オープンキャンパスを中止したにも関わらず、最終的には受験対象者の参加者数が 393 名と目標数を約 30 名上回り、さらに、参加者の出願率が昨年度約 40%の 167 名だったのに対し、約 56%の 220 名と大幅に上昇したことである。

第三に、併設校の芦屋学園高等学校からの内部推薦出願者数が 56 名と昨年度よりも約 1.8 倍増加し、指定校推薦の出願者数もほぼ昨年度並みの 50 名の出願者数があったこと、さらに、緊急事態宣言による都道府県の移動が難しい状況ではあったが、他府県からも含めたスポーツ入試の受験者数が 55 名だったことなどが定員達成の大きな要因となった。

収容定員に対する充足率も、入学者増加に伴い改善傾向にある。令和 3(2021)年度は大学全体の在籍数が 1,031 名となり、収容定員を充足することができた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は今後もしばらく続くと思われるが、ウェブ広告のより一層の活用、感染対策を十分にした上での学内イベント開催など、全学を上げて積極的に募集活動を実践していく。

【表 2-1-3】 入学定員及び収容定員に対する学生受入れ数の推移

募集年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学定員	250	250	250	250	250	250	250
志願者数	184	192	284	274	333	374	325
入学者数	173	178	271	242	261	287	272
入学定員 充足率	69.2%	71.2%	108.4%	96.8%	104.4%	114.8%	108.8%
収容定員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
在籍者数	765	790	819	825	896	998	1,031
収容定員 充足率	75.6%	79.0%	81.9%	82.5%	89.6%	99.8%	103.1%

【表 2-1-4】 学部別入学定員及び収容定員に対する学生受入れ数の推移

(臨床教育学部)							
募集年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学定員	150	150	150	150	150	150	150
志願者数	125	112	163	142	156	188	170
入学者数	120	103	156	129	141	165	154
入学定員 充足率	80.0%	68.7%	104.0%	86.0%	94.0%	110.0%	102.7%
収容定員	600	600	600	600	600	600	600
在籍者数	503	491	497	460	476	529	541
収容定員 充足率	83.8%	81.8%	82.8%	76.7%	79.3%	88.2%	90.2%
(経営教育学部)							
募集年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100
志願者数	59	80	121	132	177	186	155
入学者数	53	75	115	113	120	122	118
入学定員 充足率	53.0%	75.0%	115.0%	113.0%	120.0%	122.0%	118.0%
収容定員	400	400	400	400	400	400	400
在籍者数	253	270	322	365	420	469	490
収容定員 充足率	63.3%	67.5%	80.5%	91.3%	105.0%	117.3%	122.5%

大学院

大学院の受入れについては、定員を満たしていない状況が続いていたが、令和 2(2020)年度に取り組んだ令和 3(2021)年度募集では、過去 7 年間で最も多い 10 名が入学した。【表 2-1-5】これは学部からの内部進学者が内 5 名と多かったことが要因で、各専攻・課程にバランスよく入学者を得ることができた。

学生受け入れ数の維持としては、各種広報物やウェブサイトによる情報発信に加え、平成 28(2016)年度募集より大学院案内を作成して学内外の広報活動を行ってきた。また、本学学部からの内部進学者に対しては入学金免除制度、社会人・現職教員には長期履修制度を設けて入学者の増加に努めている。特に平成 29(2017)年度以降は、中学校技術科の専修免許取得希望者の増加が目立っているため、継続して広報活動を行っている。

【表 2-1-5】 入学定員及び収容定員に対する院生受入れ数の推移

募集年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学定員	25	25	25	25	25	20	20
志願者数	3	9	4	6	8	5	12
入学者数	3	7	3	5	6	5	10
入学定員 充足率	12.0%	28.0%	12.0%	20.0%	24.0%	25.0%	50.0%
収容定員	55	55	55	55	55	45	45
在籍者数	18	19	11	16	15	9	19
収容定員 充足率	32.7%	34.5%	20.0%	29.1%	27.3%	20.0%	42.2%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部

学生受け入れ方針については、策定と周知が十分になされていると考えている。今後も各学科を中心に必要に応じたアドミッション・ポリシーの改訂を検討しており、令和 4(2022)年度版については既に作成済みである。

入試制度については、令和 3(2021)年度に高大接続改革に沿った内容へと改革を行ったため大きな変更は予定していないが、評価方法をより分かりやすく学生募集要項・入試ガイドで公表すること、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン面談を導入する等の変更を決定している。

令和元(2019)年度より、3 年連続で入学者数が入学定員を超えたが、依然として入学定員及び収容定員の確保は本学の最重要課題の一つと捉えている。その達成のため、第一に検討すべきことは児童教育学科の定員充足である。臨床教育学部としては定員を上回ってはいるが、児童教育学科だけで見ると、令和 3(2021)年度入学者数は定員 50 名に対して 37 名であった。そのため、令和 4(2022)年度生の学生募集については、児童教育学科の広報の比重を増やしていく。具体的には、認知度を高めるため、ウェブ広告や本学ウェブサイト上での露出を増やすほか、高校内ガイダンスでの分野別説明会では教員も含めて、幼

児・初等教育分野に積極的に参加していく。

一般的な広報計画としては、オープンキャンパスからの受験率が例年高いため、効果的なDMの発送やリスティング・バナー広告などのウェブ広告を活用し、参加動員数を上げるよう努める。加えて、業者媒体のみに頼らず本学ウェブサイトからの資料請求者数の増加も目指していく。また、兵庫・大阪の重点高校を中心とした訪問やガイダンス参加を継続し、年内専願入試で入学者の早期囲い込みを目指す。出願者数 342 名、入学者数 270 名を目標に広報活動を行う。

大学院

学生受け入方針については、策定と周知が十分になされていると考えている。

学生の受入れについては、定員を充足できていない状況ではあるが、令和 3(2021)年度は入学者数を前年度の 2 倍に増やすことができた。

令和 4(2022)年度からは技術教育専攻・修士課程を廃止し、教育学専攻・博士前期課程への統合を認可申請中である。技術教育専攻・修士課程にある中学校教諭専修免許（技術）の教職課程を教育学専攻博士課程に移行することを予定しており、大学院での技術科教員養成のさらなる充実を計画している。

中学校の技術科教員免許が取得できる大学は全国的にも非常に少なく、本学の特長でもあるため、各種媒体や教員からの紹介によりこれまで以上に大学内外に情報を発信し、周知されるように広報活動を継続する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は少人数教育を長きにわたり実践しており、1 年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」、2 年次の「キャリアデザイン I・II」は 1 クラス 20 名程度、3・4 年次の「専門演習」は数名から平均 10 名程度で編成され、各担当教員は担任として、各部署等の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。

また、本学では毎年学期の初めに、履修説明と履修登録の指導を、学生部、教学支援部の職員と、前述の担任教員が協力して行っている。履修指導は『学生便覧』による指導とともに、教職員が共通理解のもとで履修指導が行えるように『履修資料《教員資料》』を作成し、通常の履修指導はもとより、再履修に関する詳細な指導も担任から行えるようにしている。

授業の出席状況について、全ての授業科目の出欠データを教務課で一括管理し、毎月初めの「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」の授業日に合わせて、各クラスの全学生の出欠情報を指導資料として担任教員に配付している。欠席が続く

学生に対しては、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができ、授業支援の充実につながっている。

令和 3(2021)年度より、CAP 制度を導入し、GPA の基準により、1 年間に履修単位数に上限を設け、無理な履修計画を防ぎ、計画的に履修ができるように構築し、適切な学修環境を確保するように指導していく。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学部

授業支援としての組織的な取り組みとして、今後ますます多様化することが予想される学生への支援は緊急の課題である。その対策の一つとして TA(Teaching Assistant)制度を平成 29(2017)年 4 月より導入した。初年度は実習系の科目(情報機器の操作・水泳実習・スキー実習)に絞り込んでいたが、2 年目以降は、中等教科教育法(技術)・情報処理基礎・教育の方法と技術・留学生向け日本語の科目等拡大し、教職希望の大学院生と学部 4 年生に依頼した。TA として担当教員と協働し、指導の補助や学修支援を通して教育の質的向上を図ることで、教職への資質を身につける実践的な機会になっている。令和 2(2020)年度より、教職系科目だけではなく、基礎教養科目や観光航空コース関連科目など多岐の科目にわたり TA を導入している。

さらに様々な課題を抱えた学生情報を教職員で共有し、学生支援の手引きも作成し、それぞれが適切に対応できるよう、定期的にケースカンファレンス会議を開催し、教授会に報告している。

このようなシステムによって、教職員と学生は円滑で望ましい関係を構築できているが、一部学生の中途退学を完全に防ぐまでには至っていない。中途退学者の要因は、学納金支払い困難という経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生活不適應、専門学校への転学や就職への進路変更、体調不良等に大別される。経済的理由に対しては、学納金の延納や分割の方法によって対応を行い、中途退学防止に努めている。進路変更、大学生活不適應、体調不良に対しては、オフィスアワーを周知し、担任教員が学部・教学支援部・教育相談所等と連携を図りながら、学生本人に指導・アドバイスを行い、必要に応じて保護者と連絡を取り、問題の解決に学生とともに取り組んでいる。

大学院

教育学研究科のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と職員がともに単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では履修指導及び履修登録を教職協働で行う体制を整えている。学生と教職員がコミュニケーションを交えながら個別の指導にあたることで学生の現状が把握でき、リアルタイムに指導することができる。全体の履修指導だけでなく、丁寧な個別指導を行うこと

によって、大学生活への適応支援や履修登録ミス防止の効果が得られていると判断している。

今後は、多様化する学生の要望に対応するために、TA 制度を拡大し、学修支援を行う。中途退学者への対応について、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」や「専門演習」の担当教員と職員との連携とともに、部活動の指導者を交え、学生の単位修得状況や出席状況を把握しながら指導を強めていく。また、オフィスアワー制度については、全学的に実施しているものの制度に対する学生の理解と活用が十分でない。今後はオリエンテーションでの案内だけではなく、制度を活用する利点等を含め、講義の中でも各担当者から周知を徹底していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア教育は、建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」のもと、全学生が天職を探求するためのキャリア教育科目群（選択・必修）を全学部・学科の共通科目とし 16 科目開講している。年次を追って記述すると、高校生までの学びから大学生としての学修に繋ぐために、1 年次前期に「大学生活入門」の科目を設定している。その後、1 年次後期には「キャリア基礎」を設定しキャリア形成の基礎を学ばせている。この両科目は、担任制を導入して各クラス 20 名程度の少人数制クラスとしている。一方、2 年次の「キャリアデザインⅠ（前期）」「キャリアデザインⅡ（後期）」では、1 年次同様に 20 名程度の担任制を敷きつつ、学科内コースの専門性に繋がるようなクラス編成にしている。3 年次からは、専門性を高めるゼミナールとして、「専門演習Ⅰ（前期）」「専門演習Ⅰ（後期）」、4 年次の「専門演習Ⅱ（前期）」「専門演習Ⅱ（後期）」を配置して、天職を見つける指導を施している。他方、3 年次からキャリア教育科目群（選択）として、就職を希望する学生に対する「キャリアプランニングⅠ（前期）」「キャリアプランニングⅡ（後期）」を設定している。さらに専門的なキャリア教育として「家業継承計画論」「販売ビジネス経営論」「フードビジネス経営論」「不動産ビジネス経営論」「ファッションビジネス経営論」「自動車ビジネス経営論」などを設定している。

学生の就職活動に関する支援を目的に「就職部」を設置し、就職部職員と担任が学生情報を共有して、キャリア支援にあたっている。

情報教育としてのキャリア支援では、Microsoft Office Specialist（MOS 検定）やビジネス統計など、初級から上級までを網羅した 15 種の検定試験対応の授業を展開している。

インターンシップに関しては、昨年度までは、教育課程内の学内推薦インターンシップ

(1 単位) と教育課程外の一般インターンシップ (単位外) を実施していた。ところが、令和 2(2020)年度の学内推薦インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、受入先確保が難しく、学外での活動による感染リスクを防ぐ為、実施しなかった。そこで、一般インターンシップとして、兵庫県経営者協会インターンシップ・大学コンソーシアムひょうご神戸の留学生インターンシップに 10 名程度の学生を参加させるに至った。

就職指導においては、全学生を対象とした就職部面接を 3 年次、4 年次に実施し情報を収集して綿密な学生支援を実施している。さらに、授業以外でインターンシップに参加する場合の学内手続き等に関する説明資料を作成し、学生と教職員向けに配布・配信するとともに、学内推薦インターンシップ (単位) の参加希望者に対しては、事前・事後研修を実施している。これ以外にも、年間を通じてセミナーやガイダンスを学内で実施している。

ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当初開催を予定していた学生向けのセミナーやガイダンスの計画を見直して全てオンライン (Zoom) で実施した。

また、学生の就職活動状況把握と個別支援、学生の就職活動への不安軽減の為、大学 3・4 年生全員への架電を数回行うとともに「Zoom」等のオンラインツールを活用した面談も実施した。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

民間企業を希望する学生の就職率が 90%程度で推移していることから、学生の支援に関しては、教職員や各部署との連携は強化されていると言える。就職を希望する学生へのサポートも、就職ガイダンス等の各種セミナーや、公務員試験受験志望者や就職活動準備 (筆記試験対策) の学生等を対象とした、自主学習支援講座 (A スタディ) の実施をするなど、よりきめ細かく対応できるようにしている。特にキャリア教育の導入により、初年次から職業観に対する意識づけを行っており、2 年次の「キャリアデザインⅡ」での「自己分析セミナー」の開催や、3 年次のインターンシップへの参加呼びかけ等で、より具体的な将来像を持つことができている。

その反面、学生の希望進路の多様化や、「経営改善 5 年計画」でも掲げている「就職希望者の就職率 100%・卒業生の就職率 90%以上」という目標、そして就職後のミスマッチ防止、という観点で見ると、対応は不十分な部分はまだあるため、教授会や学科会議においても情報と目標を共有し、全員で学生を支援するような全学的な体制を今後も継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

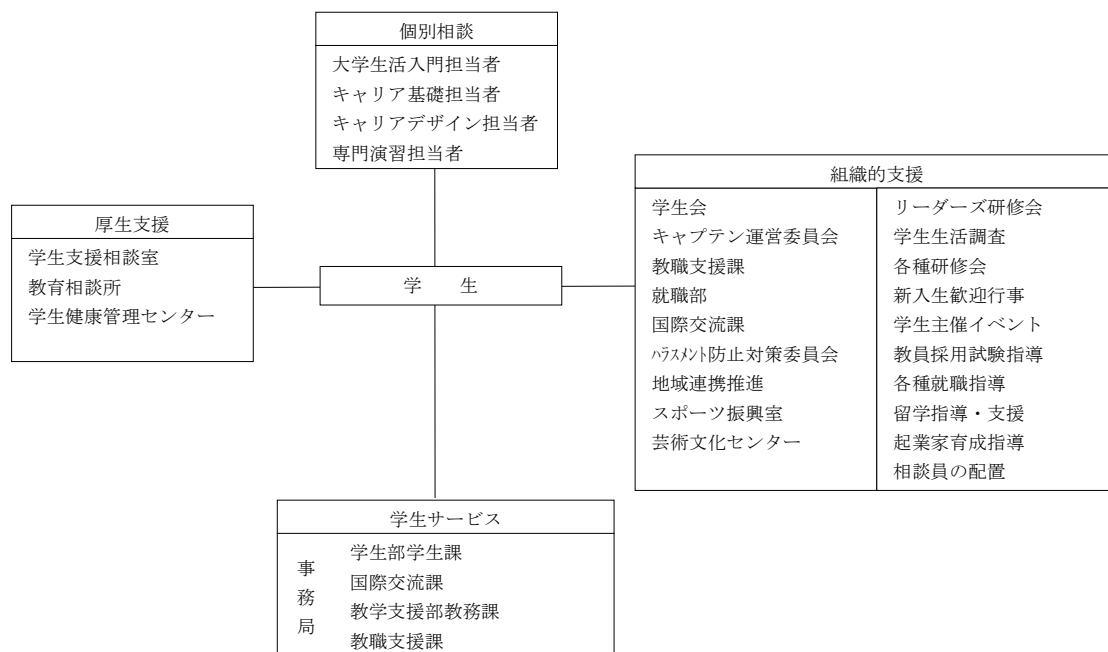
(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【図 2-4-1】 学生サービス・厚生補導体制組織図



本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、【図 2-4-1】に示すとおり、学生課を中心とする学生サービスのための事務局、教職員および各センター等による組織的支援、「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」および「専門演習」担当者による個別相談、学生健康管理センターを中心とする厚生支援とで構成されている。学生サービスの事務局は学部事務室に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織である学生会への指導と助言、「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」および「専門演習」担当者との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生への対応、下宿学生（単独世帯）の個別相談、教育相談所・学生健康管理センターとの連携などを行っている。

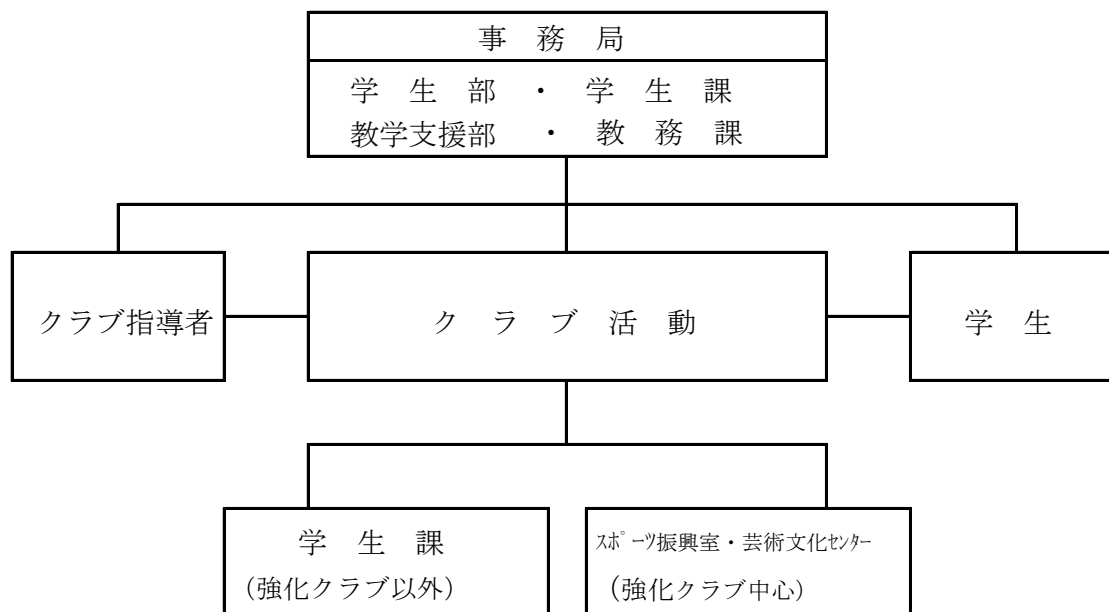
学生支援相談室では学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。留学生および留学希望学生に対しては、国際交流課が支援と指導を行っている。具体的には、受入留学生に対しては、在留期間更新手続きのサポート、奨学金申請・受給手続き、語学力向上を目的とした、オンラインでのおしゃべりサロン（チャットランチ）の開催や学内 TOEIC L&R IP テストの実施（年 2 回）、各種語学検定受験の推奨、国際交流情報の収集・提供や関連図書や英字新聞の配架・貸出等を行っている。受入留学生については基本情報カルテを作成し、所在を明らかにするため出国届を義務付けている。受入留学生が、充実した学生生活を送れるよう『留学生ガイドブック』を作成・配布しているほか、日本文化理解のため地域文化施設の無料パス配布等を行っている。また、現在は新型コロナウイルスの影響で、実施出来ていないが、例年は教職員・一般学生との交流を図る歓迎会やクリスマス会などの行事を開催している。課外活動の中心は、前述のキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公

認団体が 27 団体あるが、教職員が【図 2-4-2】のような体制を構築し、また顧問・監督として各団体を支援している。

学生課の支援のもと、キャプテン会議を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。運動系強化クラブはスポーツ振興室が、文科系強化クラブは芸術文化センターが、そのほかのクラブについては学生課が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を顕彰している。

【図 2-4-2】 課外活動への支援体制システム図



今年度はコロナの影響があり経済的に困窮している学生もいることから、学生支援緊急給付金などの案内は、学生個人にはもちろん、専門演習担当者やクラブ顧問などからも案内してもらい、支援の輪が漏れないことを心掛けた。留学生はアルバイトができない学生も出てきたことから、無料で食料の配布を行った。また、感染防止を目的とし簡略化できる申請書類はメールでの対応を許可するなど、コロナの感染防止にも努めた。それ以外では、本学は課外活動に参加する学生が多いことから、感染防止に注意をしながら、学生健康管理センターの許可が出たクラブには、限定的ではあるが、活動許可も早い段階で認めた。

健康相談、心的支援、生活相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、学内の環境改善及び危機管理に寄与するものであると考える取り組みをしている。本学では学生健康管理センター、教育相談所、そして学生課が窓口の学生支援相談室を設置して、それぞれが常に連携を取りながら健康相談、教育相談、生活相談、心的支援等を行っている。

学生健康管理センターは健康診断を定期的に行い、学生の健康管理にあたっている他、健康増進のためのセミナー等も年度初めに開催している。また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を実施し、クラブ責任者の参加を義務づけている。近年流行し社会問題となった麻疹については、麻疹抗体検査（麻疹 IgG 検査）やワクチン接種等を受けるように強く啓蒙するとともに、学生及びその保護者に麻疹についての調査を行い、集団感染予防対策を徹底している。【資料 2-4-6】

教育相談所では専門の相談員が学生に対し相談・検査やカウンセリングを行っているほか、随時、保護者や担当教職員の相談にあたっている。また、「修学支援室（通称ほっとルーム）」を運営し、発達障害等の学生の居場所づくりとともにソーシャルスキルトレーニング等の支援を行っている。

その他の生活相談については学生課等、学生を支援する部門において随時相談を受け付

けている。さらに様々な課題を抱えた学生情報を教職員で共有し、それぞれが適切に対応できるよう、定期的にケースカンファレンス会議を開催し、教授会に報告している。

カウンセリング・ルームでは、人間関係や将来についての悩み等でカウンセリングを希望する学生は元より、周囲の教職員がカウンセラーの介入が必要と認めたケースについても対応し、継続的な心の健康の改善や保持増進を図っている。カウンセラーは集団守秘義務に基づき、学内各部署とさらに連携し、学生が一貫した対応や配慮を受けることが出来るよう努めている。

学生健康管理センターでは、このような専門的な支援が、大学全体で総合的かつ適切に提供されるよう教職員へ情報発信し協力を依頼するほか、学外機関と連携を図り、研修に参加し、支援体制を強化している。また、合理的配慮の申し出について窓口となり、学生と保護者、教員、各部署を結ぶ調整役となり、学生生活を支援している。【資料 2-4-9】

このようなチームでの学生支援により、在籍4年間を通じて「面倒見のよい大学」を学生が実感し、自信を持ち卒業後の就職や進路確定に取り組むことができることを目指している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生の自主性を尊重しながら学生会やキャプテン運営委員会、学園祭実行委員会の仕組みを整備し、学生会活動が円滑に運営されるよう学生部として支援を行っている。学生全体の支援についても、学生課や教育相談所、学生健康管理センター、国際交流課が連携を取りながら学生への支援を行っていく体制が整ってきている。

クラブ・サークル活動に関しては、強化クラブについてはスポーツ振興室が、文科系強化クラブは芸術文化センターが、それ以外のクラブは学生課が日常的に発生するクラブ・サークルの活動に関する諸問題について支援体制を整えており、リーダーズ研修会（毎年1回）において各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を今後も図っていく。

学生相談に関しては、様々な課題を抱えた学生情報を学生生活委員会などを通じて教職員間で共有し、それぞれが適切に対応できるようにしている。定期的にケースカンファレンス会議も開催しており、休退学やその他の不適應に関して相談ニーズを抱えている学生への適切な支援につながるよう、健康管理センターと教育相談所を中心に教職員の各組織と連携をさらに強化している。

今後の学生生活の支援としての課題は、コロナ禍により多くの行事が中止になり、学生が登学する機会も減り、学生同士や学生と教職員とのつながりが希薄になったことにより、学生の現状把握が難しくなったという点である。このような状況下でも、学生生活の支援が途切れることなく行える仕組み作りが必要である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と大阪平野を望む六甲山麓に位置し、大学本館の 5 号館をはじめとして 7 校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図 2-5】に示す。

学生および教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約 150 台収容の専用駐車場を設置している。

校地や校舎等の施設については、定員 1,000 名に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。

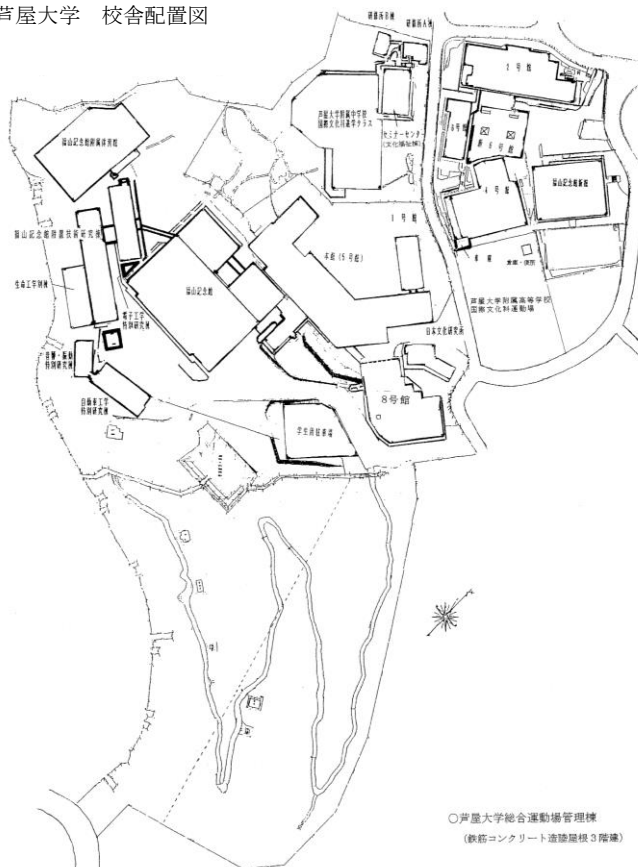
校舎・講堂・体育施設の敷地は 53,932 m²で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に 18,210 m²の芦屋学園グラウンドを整備し、合計 72,142 m²を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室 2,585 m²、実験室・実習室 3,512 m²、研究室 1,492 m²、図書館 1,310 m²、講堂 900 m²、体育施設 3,383 m²、管理関係 17,139 m²を備え、合計 31,287 m²を所有している。図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と第 2 体育館）、就職部、国際交流課、学生健康管理センター、教職支援課、附置技術研究棟、教育研究所といった施設では、学生および教職員の研究や教育をサポートしている。

【図 2-5】 校舎等建物の配置

館番号 用途 (名称)	1号館 教授研究棟	2号館 旧芦屋学園 短期大学棟	4号館 旧芦屋学園 短期大学棟
5号館 (本館) 芦屋大学棟・ 芦屋学園法人事務局棟	6号館 旧芦屋学園 短期大学棟	新6号館 旧芦屋学園 短期大学棟	8号館 芦屋大学・大学院棟
福山記念館附置 技術研究棟	福山記念館	図書館・ 福山記念館新館	セミナーセンター

芦屋大学 校舎配置図



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、喫煙所を設置して完全に分煙を実施し、教育研究環境の快適さを促進している。

校舎、建物付帯設備、エレベーター、消防設備、廃棄物施設等の維持管理については、学園総務部施設管理課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、第一級電気設備施行管理士、消防設備士甲種4類、消防設備士乙種7類、消防設備点検資格者二種を取得している者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。

同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修および点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については、専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っ

ている。

消防設備については、消防法に従って年2回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。1年に1回、学生と教職員が参加する避難訓練も実施してきた。日常の防火および防犯については、委託警備員が監視し、夜間もセキュリティが保持されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設として、福山記念館附置技術研究棟に木材加工実習室、木材塗装室、材料実験室、栽培学実習室、金属加工実習室、電気工学実習室、製図実習室、CAD実習室を、コンピュータ実習室を生命工学特別研究棟には環境生理学実験室を、自動車工学特別研究棟に自動車工学実習室、音響・振動特別研究棟に音響実験室、振動実験室などを設け、それぞれの実習に対応した機器を備えている。

図書館（閲覧者席数146）は、図書館運営委員会と図書委員会が図書館の内規に従って「館内図書」と本学各部署の「専用図書」とを購入している。令和2(2020)年5月1日現在、図書館の蔵書量は図書208,554冊である。そして定期購読されているのは、雑誌が99誌、新聞が11紙である。視聴覚資料の数は18,563点となっている。【資料2-5-3】

図書館の蔵書は司書・職員が維持管理している。図書館の開館時間は月曜日から金曜日の9時から17時30分、土曜日の9時から17時である。令和2(2020)年度の図書館の利用者数については、学内の延べ人数が6,480名、学外からの実数が89名だった。なお、図書館ではコンピュータ・システム「情報館」（ブレインテック社）を採用し、OPAC検索システムを学内に公開している。図書館に設置されている利用者用パソコンは、蔵書検索用の端末が2台、インターネットにアクセスできるパソコンが7台である。

図書館の利用を促進することによる学生への学習支援として、必修授業・大学生活入門として教員の協力のもと、新入生全員に対して図書館ガイダンスを実施している。図書館ガイダンスでは館内の利用方法の紹介の他、情報収集（OPAC検索）の仕方なども行っている。また、3年生・4年生の卒業論文作成に向けての論文コーナーを設け寄与している。レファレンスサービスも、対面だけでなく、電話やメールなどでのきめ細かな対応をしている。

令和2(2020)年度の本学学生1人当たりの図書冊数は205.2冊であり、国公立の学生の平成29(2017)年度平均94.3冊（「文部科学省学術情報基盤実態調査大学図書館編」より）を上回っている。

大学の施設開放の一環として、六麓荘町地域との交流の活性化に寄与するとともに、卒業生への図書館利用サービスも併せて推進し、地域・社会に開かれた図書館をめざす。今後さらに六麓荘町地域住民の、利用度を高め、町内会との連携も図っていく。

学生が学習したり談話したりできるスペースとして、学生ホール（5号館1階）を設けている。学生ホールの一角には、COMMUNICATION SPACE、CONCENTRATION SPACEを設け、学生が自由に使用できるパソコンを設置している。

ICT機器については、平成29(2017)年度に全PCルームのPCの入れ替え及び各教室にプロジェクターを設置した。PCの入れ替えについては、各性能もアップし操作性や動作性が極めて向上した。また、授業支援システムの導入および中間モニタを設置したため、

授業中の学習者の支援・管理やファイル送受、画面共有など授業をより効果的かつ効率的に行うことで教育の質の向上を図った。各教室へのプロジェクター設置については、教室固定式を採用したために従来移動式のプロジェクター設置に費やしていた時間や労力を教育に向けることが可能になった。さらに、プロジェクターへの接続には無線方式を用いることで、準備に掛ける時間を極限まで少なくし同時にモバイル PC やスマートフォンで接続することで、教育の質的向上及び授業での活用の幅が広がった。平成 29(2017)年度にネットワーク機器の改修を実施し学内のインフラ基盤を整え、平成 30(2018)年度より学生が学内で利用できるように学内の Wi-Fi 環境の整備を開始した。学内無線 Wi-Fi 計画については平成 30(2018)年より 5 か年計画で、順次、各教室・研究室などに増設していく計画である。令和 2(2020)年度時点で、計 25 台設置している。また令和 2(2020)年度には、電子黒板機能をもったプロジェクターとホワイトボード、タブレット端末 4 台を 1 教室導入し、学校現場で電子黒板が普及し始めてきており教育実習事前指導等に利用、また、教員免許取得希望学生向けの教員対策講座や教科教育法で活用している。

体育施設としては、芦屋学園グラウンドのほか、複数のスポーツルームやトレーニングルーム、シャワー室を備えた福山記念館および芦屋学園第 2 体育館がある。その中でも、第 2 体育館内のトレーニング施設においては一般学生及びクラブ所属の学生による使用頻度が高くなってきていることもあり、器具等の入れ替えを随時行っている。

また、コロナ感染防止の対応として学内に 11 本設置していた手指消毒用アルコールの設置本数を令和 2 年度は 54 本へ増設するとともに、クラブ活動時における、貸出用アルコールボトルを 5 本設置し、適宜、手指消毒が可能となる環境整備を図った。その他、感染対策として、館内放送や注意喚起の掲示、ソーシャルディスタンスがわかるマークを廊下やエレベーター内に貼るなど、学生が安心して学内で学生生活をすごせる取り組みを行った。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設設備の利便性については、バリアフリーの設計思想に基づいて、スロープ、身体障がい者用のトイレおよび駐車スペースをはじめ、各施設にエレベーターを設置し、関係者が円滑に利用できるように配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業規模については、学生数に応じて大規模（100 名以上）・中規模（40 名～100 名未満）・小規模（40 名未満）に分かれる。また、指導においては、教員の教授中心型授業（いわゆる行動主義）、学習者中心型授業（いわゆる構成主義）に分かれる。授業において扱う学術分野・領域・内容や各学部・学科、コース、学年などの違いなどから規模や指導方法の組み合わせが決定する。

実際の履修者数においては、担当教員による希望により規模や指導方法が決定するが、教務課および各学科、FD 委員会において、チェックする体制を敷いている。チェックには、学習者の概念的理解の向上、技能・技術の習得・熟達化、安全性（実習系）を第一とし、必要に応じて学科会議や FD 委員会において審議する。特に、安全性の担保が優先される実習系の授業においては、想定する履修者数以上の場合は、担当者および教務課にて

協議し、授業の分割実施・複数名による授業などにより対応している。また、アクティブラーニングの充実（能動的な学び）のために、語学や教職系の授業では、基本的に小規模授業を実施し、グループ学習などの取入れのため移動式机・椅子が配置されている教室にて行っている。大規模授業では、ICT を効果的に活用し、資料の提示、授業の進行、フィードバックなどを円滑に行うなど、履修者に配慮している。

その他には、履修する学生数に関係なく、担当教員の希望に応じ、TA を配置し、円滑な授業の進行や学生支援を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

築年数から老朽化が見られる建物について修理改善が、また、各教室設置のプロジェクター、ケーブル等修理交換が必要な個所があるため、今後予算を組み修理改善が必要である。

将来計画としては、令和 3(2021)年導入予定の経理システムに続き、現在の履修、個人情報、成績等の「学籍管理システム」を令和 4 年(2022)年度から統合型校務システム更新プログラムとして、「学籍教務システム」「入試システム」の導入を予定している。

この導入にあたり、現場部署と学籍データを共有化し、業務効率化とシステム安定化等の改善を行っていく方向である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

授業アンケートの結果については、集計・分析結果を各教員、関連授業ごとの相対的結果を各学科にフィードバックしている。その結果、各教員は自身の授業を省察し授業改善に役立て、学科では今後の段階的な学びや教育方針の検討などに役立てている。

各研修においては、参加者から得られた教育に関する課題や様々な取り組みについて、FD 委員会で共有、取りまとめ、次回の研修に反映するなどし、何らかの形でフィードバックできるように工夫している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、様々な課題やニーズを抱えた学生を大学全体で支援するため、すべての教職員と、専門職、カウンセラーが連携・協働する 3 階層の相談体制の強化を図っている。

相談体制の第1階層である、学生と日常的に接する教職員や教学支援部、学生部等の窓口職員は、初期相談窓口として、学生が安心感や信頼感をもてるような対応に努め、自然な形で学生の成長支援を行っている。また、相談内容に応じて支援の内容を検討するほか、担当教員や専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

相談体制の第2階層として、「担任制度」を設け、学生が質問や相談をしやすい体制を整えている。この制度を活かし、担当教員は学生指導を行う中で、学生生活上のつまづきに気づき、必要に応じて専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

相談体制の第3階層では、教育相談所・修学支援室（ほっとルーム）、カウンセリング・ルームと健康管理センターが相談窓口として、第1階層、第2階層のみで対応できない専門的支援が必要な相談に対し、それぞれの専門性に基づき学生や保護者の対応を行っている。

第3階層における専門的支援として、教育相談所は、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士による、発達障害等に対する教育法、事例の統計的分析等の研究や公開講座開催を基盤に、障がいのある学生を含むすべての方々にとって安心できる教育環境の整備に努めている。学内においては、障がい学生の支援について平成30(2018)年に作成した、合理的配慮の提供に関する『芦屋大学 学生支援の手引き』の教職員への理解と周知に努めるとともに、障がい学生の状況やニーズを把握し、教育を受ける機会を確保するため、大学組織への働きかけや調整を実施している。

修学支援室（ほっとルーム）では、公認心理師・臨床心理士・言語聴覚士が、学生の学業や対人関係、生活等に関する悩みや困難に対応するとともに、大学が合理的配慮を提供する学生への継続的な教育的支援を行っている。また、学生本人や保護者が気付きにくい特徴を捉え、個別ニーズに応じた支援を提供している。さらに、障がいのある学生を含む困難を抱える学生に安心できる居場所の提供を行い、学内での孤立を予防している。

カウンセリング・ルームは、公認心理師・臨床心理士が、悩みや困難を抱える学生にカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育支援を提供している。また、必要な場合は、他の専門的學生支援機関や医療機関と連携している。さらに、学生に対して、学内における相談機関であることの周知および心の健康に関する知識普及として、毎月全学生を対象にスマホ学生掲示板を利用し情報提供を行っている。

学生健康管理センターでは、心身の健康問題に対する相談や保健指導、および修学支援室（ほっとルーム）、カウンセリング・ルーム利用希望者の初期窓口として、スマホ学生掲示板やHPを利用し情報提供や利用案内を行っている。保健師・看護師は相談に訪れた学生や保護者からの相談を通じて学生の成長と周囲の環境変化に応じて生じる様々な問題を把握し、必要に応じて、3階層の各部署と教職員に援助要請や専門的支援の依頼と調整を行い、連携・協働して学生の大学生生活適応を支援している。また、個別の特性に応じた支援や合理的配慮が、大学全体で総合的かつ適切に提供されるよう、必要に応じて教授会や

ケースカンファレンスを通じ情報発信を行っている。合理的配慮の提供については、初期窓口となり、学生と保護者が希望する配慮について聞き取りや手続きを行い、教員・各部署との調整役と検討会議への資料提出、配慮が実施された後の見守りを実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

全学生対象に学修満足度調査を FD 委員会より行っている。調査内容としては、授業内容（質）、（量）、授業進度、学修成果の発表、教室の設備環境等 34 項目、回答は 5 件法により実施している。日常の授業での指導法や教材、学習環境や支援体制などの学修全般に関する全学的な学生状況の把握を通して、教員の指導支援の向上や教学改善を目指すことを目的としている。回答結果は半数が満足という傾向である。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化が今後も進み、学生生活の諸問題も複雑かつ多岐にわたることが予測できる。そのため、より広く学生の意見等を汲み上げ、学生の意識と学生生活の実態を把握し、その調査結果を学生支援の充実と改善に役立てるようにしていく。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン I・II」および「専門演習」担当教員と学生生活委員会などの関連各委員会やケースカンファレンス、学生部との連携をいっそう緊密にし、学生の現状把握に努めていく。学生サービス・厚生補導のあり方については、SD 研修や FD 研修を活用する以外に、日本私立大学協会等による研修会にも参加し、教員と職員とが協働し学生サービスの体制を支えていく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れにおいては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知している。入学者の選抜も適切な体制のもと公正かつ厳正に行われており、面接試験や学内で作成の入試問題により、アドミッション・ポリシーに沿った評価と検証が行われていると判断する。また、学生数の受入れ数については、平成 31(2019)年度から入学定員を上回り、令和 2(2021)年度からは収容定員も充足することができた。

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備を行っている。特に支援を必要とする学生へのサービスについてもきめ細やかに実施している。また、TA 等の活用をはじめとする学修支援も導入科目が増え、充実している。

キャリアガイダンスについても、その充実のために就職部を設置し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生が回答する授業アンケート調査を実施し、学生の資格取得状況および就職状況も調査して、それらの調査結果から得られた課題の解決に取り組んでいる。教員配置・職能開発と環境整備計画についても大きな問題はないことから基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神に基づく本学の使命・目的を踏まえて策定している。策定したディプロマ・ポリシーは、教職員に周知され、学生に対しては『入学前教育課題』冊子への掲載、毎年の履修登録説明会や学内掲示板への掲示を通して周知をしている。また、学外に対しては大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

《臨床教育学部・経営教育学部》

学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準と卒業認定基準を策定している。単位認定基準および卒業要件については、入学時に学生に配付される『学生便覧』の「芦屋大学学則（抄）」第 5 章に明記している。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底している。併せて「WEB シラバス」においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記している。

《研究科》

大学院においても、『大学院便覧』の「芦屋大学大学院学則（抄）」第 3 章に明記している。また、毎年度初めに履修登録の説明会を行い、修了認定の基準を周知している。その際、教員と職員の連携のもとで大学院生の単位修得状況を把握し、履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価についても、「WEB シラバス」の科目別授業概要に「成績評価の方法と基準」を明記し周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部・学科での単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「芦屋大学学則」第 5 章（卒業要件、資格取得、単位及び学士号）に示されるように、学校教育法ならびに学校教育法施行規則、大学設置基準、学位規則に則り設定し、厳正に適用している。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底し、併せて「WEB シラバス」においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記し、公正な成績評価を図っている。

進級については、2 年次終了時の合計修得単位が 24 単位未満の学生には、上級学年の科

目取得申請ができないものとし、実質的な留年措置としている。

定期試験受験については、「芦屋大学学則」第5章と併せて、『学生便覧』の「学生生活の手引き」2.授業について、3.試験について、4.試験に関する注意事項、5.成績評価について、の各項に記載され、上記と同じく履修登録説明会や各授業ならびにクラス担任により常に周知され、厳正に適用している。

また GPA 評価を導入し、その評価を特待生制度や奨学金制度の審査資料としている。正確を期するため、各学期において講義回数が5回を超えた時期に履修科目取り消し期間を設定し、厳格な成績評価に取り組んでいる。

卒業判定については、在籍期間を満たし所定の単位を修得した者を学部教授会の議を経て学長が卒業を認める。したがって、認定基準等は組織的に策定され、学生に周知されていることで明確化がなされている。

大学院研究科における論文審査及び認定については、1年次の段階で論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、研究論文の提出まで継続的に指導している。仮審査においては、主査1名副査2名による口頭試問を行っている。本審査においても主査1名副査2名による口頭試問を行う。本審査の結果は、大学院委員会において論文審査の報告を行い、単位修得、論文の合否、そのほか学会等での研究者としての評価を大学院委員会の議を経て学長が修了を認める。したがって、大学院においても認定基準は組織的に策定され、厳正な運用がなされている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学部、研究科ともに、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化され、その厳正な適用は組織化・構築化されている。しかし、学生が十分に認定の基準を理解し、卒業や修了に向けて履修登録及び学修をしているかは明確でない。今後、学生が卒業認定や評価の基準を十分かつ明確に理解したうえで計画的に学修ができるよう、配付資料を更に改善し、情報提供と指導体制の強化に努める。

GPA 評価については、令和2(2020)年度時点では特待生継続審査や奨学金採用審査などの選考基準として適応しているが、今後は学生が自己の履修を管理し学習成果がどのレベルに位置するかを把握できるように、GPAの基準による「CAP制」を導入する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部・研究科のディプロマ・ポリシーを実現するために、カリキュラム・ポリシーは、建学の精神を踏まえて策定している。カリキュラム編成は、基礎教養科目から専門教養科目の学部共通開設と各学科開設科目の必修及び選択科目を体系的に配置し、学科別の履修系統図において、学びの段階が把握できるように明示している。

また、大学のカリキュラム・ポリシー「知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を発揮する力を養成できる教育課程を編成する。」を基準として、学部・学科それぞれのカリキュラム・ポリシーへ展開されている。（各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは基準 1-2-④前掲）

作成されたカリキュラム・ポリシーは、全学生に学生便覧とともに配布され、ガイダンスや毎年の履修登録説明会を通して周知している。学外に対しては、大学ウェブサイトの情報公開により周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の習得とそれを生かす力を重視している点で一貫している。専門知識を身に付けるための専門教養科目が学部・学科で配置されるだけでなく、人間力やコミュニケーション能力、ディベート等の言葉で表現する力を身につけるため「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を1、2年次に設定している。3、4年次に研究や調査を行う場である「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業論文」も必修化されている。本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、大学の理念と目標と建学の精神に基づき策定されており、一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では学部・学科のディプロマ・ポリシーに合わせて、カリキュラム・ポリシーを定め教育課程を編成している。

臨床教育学部教育学科では、多様化する教育現場に対応できる教育者の養成を目指し、教育学・心理学・スポーツ教育・地域スポーツ指導・ダンスに関わる専門的知識を探究し、知識や高度な指導技術、また優れた実践力を持った人材を育成するための教育課程を「教養教育」と「スポーツ教育」に分野を分けて体系的に編成している。

臨床教育学部児童教育学科では、教育学ならびに教職教育を主軸に、優れた保育者・教育者の養成を目指し、教養、専門性、実践力、社会性、自己実現力などの学士力を養うため、保育・教育課程の編成・実施、保育内容・教科の実践的指導・生徒指導／教育相談・学級／学校経営・学校教育と教員のあり方に関する科目を設置することで体系的な教育課程を編成している。1年次から教育・保育の現場を体験できるよう実習系科目を段階的に配置するとともに、1・2年次に実技系科目を置き、保育・教育実習までに実践的な知識と技術を身に付けられるよう配慮している。

経営教育学部経営教育学科では、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に気づきと行動を促すキャリア教育を重視した教育課程を編成する。また、学科内の科目を通し自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立をはかるため必要な能力を養うことができるような教育方法・学修方法を考慮した教育課程を「教職教育」と「キャリア教育」の分野に分けて体系的に編成している。

研究科では、建学の精神と大学院の目的に基づいて、各専攻のカリキュラム・ポリシーに即した授業科目が開設されている。科目の編成は「芦屋大学大学院学則」別表に示すように、教育学関連分野を主軸とする博士課程の教育学専攻と修士課程の技術教育専攻と英語英文学専攻が設置されているが、それぞれが横断的・体系的に教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することができる。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に生かすことを重視した編成と教育が展開されている。

また、研究指導においては、1年次の段階で修士論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、修士論文の提出まで継続的に指導している。修士論文発表会は1年次生も含めた研究指導の場として位置付け、テーマ設定、オリジナリティー、論証・実証性、妥当性、研究倫理、プレゼンテーション力などを審査指導し、「研究方法」の科目を設定して、研究力量のアップに努めている。

技術教育専攻では芦屋学園中学校・高等学校と連携して、教授研究を進めて成果を上げている。さらに大学院生（とくに博士後期課程）の教授能力養成をめざして、ティーチング・アシスタント制を導入している。

博士後期課程は、指導教員による博士論文作成指導が中心であるが、修士課程の授業へ参加してリーダーシップを発揮するよう勧めている。

シラバスを適切に整備し、学生が授業を通して身につけるべき「到達目標」をはじめ、「授業の概要」「授業時間外・準備学習」「授業計画」を明記している。成績基準を明確にするため、「成績評価」も明示している。各教員には毎年統一したシラバス作成マニュアルを配付し記載内容の充実と統一化を図っている。作成されたシラバスは、各所属長とFD委員会がすべて点検（記載内容が適切であるかを確認）し、不備がある場合は加筆修正を求めている。この点検により基本情報を漏れなく記載し、その結果、シラバスの作成と内容の充実を十分に図ることができている。

1年間に履修登録できる単位数の上限は48単位であり、そのことは『学生便覧』に明記されている。ただし、教員免許状取得希望者や単位修得状況によっては、この上限を少し緩和している。履修科目数の上限と進級や卒業の要件については、「大学生活入門」や「キャリア基礎」「キャリアデザイン」「専門演習」でも担任教員が指導している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を重視している。学生一人一人が自律的な学習者として主体的に学ぶための基盤を身につけるため、基礎教養教育として、学部を問わず大学での学びの基盤となる必要不可欠な知識や技能の基礎を教授している。大学生活の全期間を通じて建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を体現し、良き市民となるための礎石づくりを行っている。全学共通科目については、各学科からの提案をもとに、教務委員会で検討を行って

いる。

全学共通で「基礎教養科目」「外国語科目」「保健体育科目」を設置している。「基礎教養科目」は人文、社会、自然などの幅広い領域をカバーしている。また、eラーニングとして「Aドリル」を、入学前教育を含め全学科の1・2年生を対象に導入し、中等教育までの学習の再確認と基礎学力向上の徹底に取り組んでいる。

「外国語科目」の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、留学生を除く全学生を20名程度の10クラスに分け、授業を行っている。本学入学者の英語の技能には大きなばらつきがあり、能力別クラスで授業を行うことで、学生の語学力強化を目指している。留学生に対しては、「グローバルラーニング科目群」の日本語科目において日本語能力の向上を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、各学科・コースでの検討のほか、大学としてFD委員会が中心となってFD研修を実施し、教育内容及び方法について組織的な研修を行っている。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、文部科学省からの通達からも学習機会を確保するため、LMS（学習管理システム(Learning Management System)「Pholly」）を導入することとなった。ほとんどの教員が初めてLMSを使用したため、課題の作成や配信方法について複数回にわたる事前研修を行い、スムーズに対応できるように配慮した。ただし、高額な機材・設備を使用する授業、教職課程における授業、実技をもって単位必修とする科目等を優先し、また感染拡大状況と社会情勢を鑑みて面接授業との併用とした。

各学科で行っている授業方法の工夫・開発は下記のとおりである。

【臨床教育学部教育学科】

教育学科では、これまで基礎学力の定着として取り組んでいた、e-ラーニングシステム「Aドリル」を令和2(2020)年度も活用し、確認テストにおいて全単元70点以上を目標として、すべての学生の取り組み状況を明らかにし、細やかな指導を実施した。また例年、開催している卒業論文発表会であるが、令和2(2020)年度は発表者には事前に発表動画を収録し、その動画を配信するオンデマンド形式で実施した。発表は各コースからの代表者3名が行った。また3年次の専門演習につなげることを目的に、2年生全員に「キャリアデザイン」の授業内で聴講させた。このように、学科として基礎的な学力の向上をベースに、より専門的な学習や研究に取り組めるように指導している。

【臨床教育学部児童教育学科】

児童教育学科では、学科独自のテキストを作成し、大学で学ぶ心構え、学習習慣、生活習慣から一般常識、また免許・資格取得および採用試験に至る道筋を1年次から明確に指導している。教授方法の工夫・開発の具体例として、「保育内容指導法」では講義の後半は附属幼稚園でグループでの実践という形式をとっている。個人ではなくグループで行うことにより、共同で行う難しさと協力しあって成し遂げる達成感を生で体感し、「協同的学び」に向かう保育について考察するなど、附属幼稚園との緊密な連携により実現している。小

学校や特別支援教育についても、兵庫県下の小・中学校で実施される「自然学校」「トライやる・ウィーク」の指導補助、近隣の学校ボランティアへの参加を推奨し、理論と実践の積み重ねにより、現場に即応できる力を養うよう指導している。コロナ禍でも「教育実習報告会」や「卒論発表会」については感染症対策を徹底したうえで対面での発表を重視し、学生のコミュニケーション力とプレゼンテーション能力の向上を図った。さらに、教員になったときに生かせるアクティブラーニングなど対話型授業の実践を「初等教科教育法Ⅰ（国語）」「道德教育の指導法【初等】」などで行い、新学習指導要領に則った教育を現場で実践できるように指導している。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学科では4コース8専攻の教育内容を充実させるために、昨年度に引き続き科目等の見直し・再編を行っている。教学改善ではFD研修や学生・教員の授業評価を通じて、主体的・対話的な深い学びを遂行できるように授業改善を行っている。

基礎学力を充実させるために、入学前教育ではオンマインド型の教材「Aドリル」を利用して5教科の学力の充実を図った。また、記述力や思考・表現力を高めるために、課題作文の提出と添削指導を行った。一方、初年次教育（大学生生活入門）では、ノートの取り方、レポートの書き方、図書館利用など、大学での学びを支える基礎技能の充実を図るとともに、多様な学生がコミュニケーションを深めるためのコミュニケーション演習を充実させた。他方では、3年次以降の専門演習に向けて、2年生のキャリアデザインでは担任指導やコース別授業を展開した。また、後期終了時に卒業論文発表大会を企画し1年生、2年生全員に聴講させた。このことにより、卒業研究への関心や意欲を高め、各自の専門性を意識させる活動を行った。以上のように、学科を上げて、学生の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を養う教学改善を実施している。

【全学科共通】

ゼミナール教育を教養教育の中でも行っている点が大きな特徴となっている。1年次の「大学生生活入門」と「キャリア基礎」では、グループワークによる演習を取り入れている。演習後にはレポート記述を課し、書く力の育成に重点を置いている。尚、後期では特に学部・学科の枠を超えたクラス交流を企画した。グループ演習を通して他学科の学生との協働活動、異なる方向性の仲間を尊重する心を育てている。

【大学院教育学研究科】

本研究科の入学生は、現職教員、社会人、留学生などさまざままで、必ずしも一律の指導がそぐわないので、各学生状況に応じたきめ細かい指導を行い、修士論文作成・学位取得を支援している。

小規模大学院の利点を生かして、教育学専攻（博士課程）、技術教育（修士課程）が合同で、全教員がかかわる研究指導や科目の相互乗り入れなど、個性ある様々な院生の相互研鑽を配慮して教育を進めている。

博士後期課程については現職教員が多く、研究テーマは体験に基づく独自性がみられ、個々のスタイルを尊重し、柔軟に指導している。修士、博士ともに学会発表の経験を重視

し、教員とともに発表することを推奨している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、学科単位での再検討を継続する。履修系統図とシラバスについては、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーとの関連を明示できるものになるよう改善する。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を明確にすることを目的に、科目ナンバリングの導入に向けて検討を続ける。

また、FD 委員会においては、これまで蓄積されてきた教授法の工夫や開発と効果的な実現において、教員が個々の振り返りを行いその方向性を整理し明確にすることができるティーチング・ポートフォリオの構築を目指す。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、全学的な取組として、取得単位数、GPA、「授業評価アンケート」の結果、免許・資格取得者数及び就職状況の把握を行っている。修得単位数については年度初めに担任に通知され、担任が個別指導を行うなどきめ細かな指導を行っている。全ての学生の取得単位数や GPA など教学支援部で管理され、全教員が確認できるようになっている。また、「授業評価アンケート」は全ての授業で実施され、教員はアンケート結果（各アンケート項目の平均値、具体的要望についての記述など）をウェブサイト上で確認することができる。

4 年間の学修成果を可視化するために、令和 2(2020)年度よりアセスメントテスト（PROG テスト）を導入し、1 年生を対象に実施した。

アセスメントテストは、コンピテンシー（経験から身についた行動特性で、どんな仕事にも移転可能な力の素養を見るもの）及び、リテラシーテスト（知識を基に問題解決にあたる力で、知識の活用力や学び続ける力の素養を見るもの）で構成され、3 年後にも実施し、成長の度合いを評価・可視化することを目的としている。

実施年度での本学の結果は、他大学全体を含めた基準集団（平均値）と比較し、親和力、協働力、統率力、感情制御力、自信創出力、行動持続力の平均値は高い傾向がみられた。一方、課題発見力、計画立案力、実践力の平均値はやや低かった。結果データを基に学科における学生の傾向や今後の課題等について教員向けに研修を行い、就職や進学のための学生支援、より効果的な教育改善を目指していく。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

卒業生の取得単位の状況は、年度末の卒業判定にかかる各学部教授会において、全ての専任教員に報告される。また、GPAを含めた学生の学修状況を教学支援部内で随時確認できることや、「授業評価アンケート」を実施していることから、それらの結果を見て、教員は直ちに学修指導の改善に反映させることができる。

免許・資格取得状況は教職支援課、就職状況は就職部が各学科と協力して集約・分析し、教授会及びウェブサイト等を通して、全教職員、全学生にフィードバックしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

総合的な学修成果の点検・評価を目指し、令和元(2019)年度より、全体の集計を待たず各教員がウェブサイト上からリアルタイムに担当科目の評価を確認することができる「授業アンケートシステム」を導入したが、その諸々の状況調査の回答率が上がらないことが問題となっている。これらのアンケートや他調査を含め、学生生活や学習環境などの改善につながる有益な情報となることを丁寧に説明し、多くの学生に回答してもらえぬ取り組みを進める。

また、定量的且つ効果的に状況調査が行えるように調査項目を合理化し、継続してFD委員会やIR推進室が中心となり、学修成果の点検・評価に取り組み、改善を実現するために、学部学科や各種委員会とも連携を図り情報の共有を行っていく。

【基準3の自己評価】

本学では教育目的を定め、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定め、周知している。そのうえで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定および修了認定の基準を策定、周知し厳正に適用している。

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、履修系統図で示している。シラバスは適切に整備され、1年間に履修できる単位数の合計を原則48単位とする上限を設定している。また教養教育を専門教育とともに実施している。

教授方法の改善をすすめるために、授業評価アンケートを行い、その結果を各教員にフィードバックしている。また、FD委員会による研修を組織的に行っている。令和2(2020)年度からは、新型コロナ対策としてLMSを導入した。

三ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、成績評価だけではなく、取得単位数、GPA、「授業評価アンケート」の結果、免許・資格取得者数及び就職状況の把握を行い、教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けてフィードバックしている。

以上のことから、基準3を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体(学部教授会や大学運営会議等)において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、リーダーシップを発揮している。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員であり、学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員である。

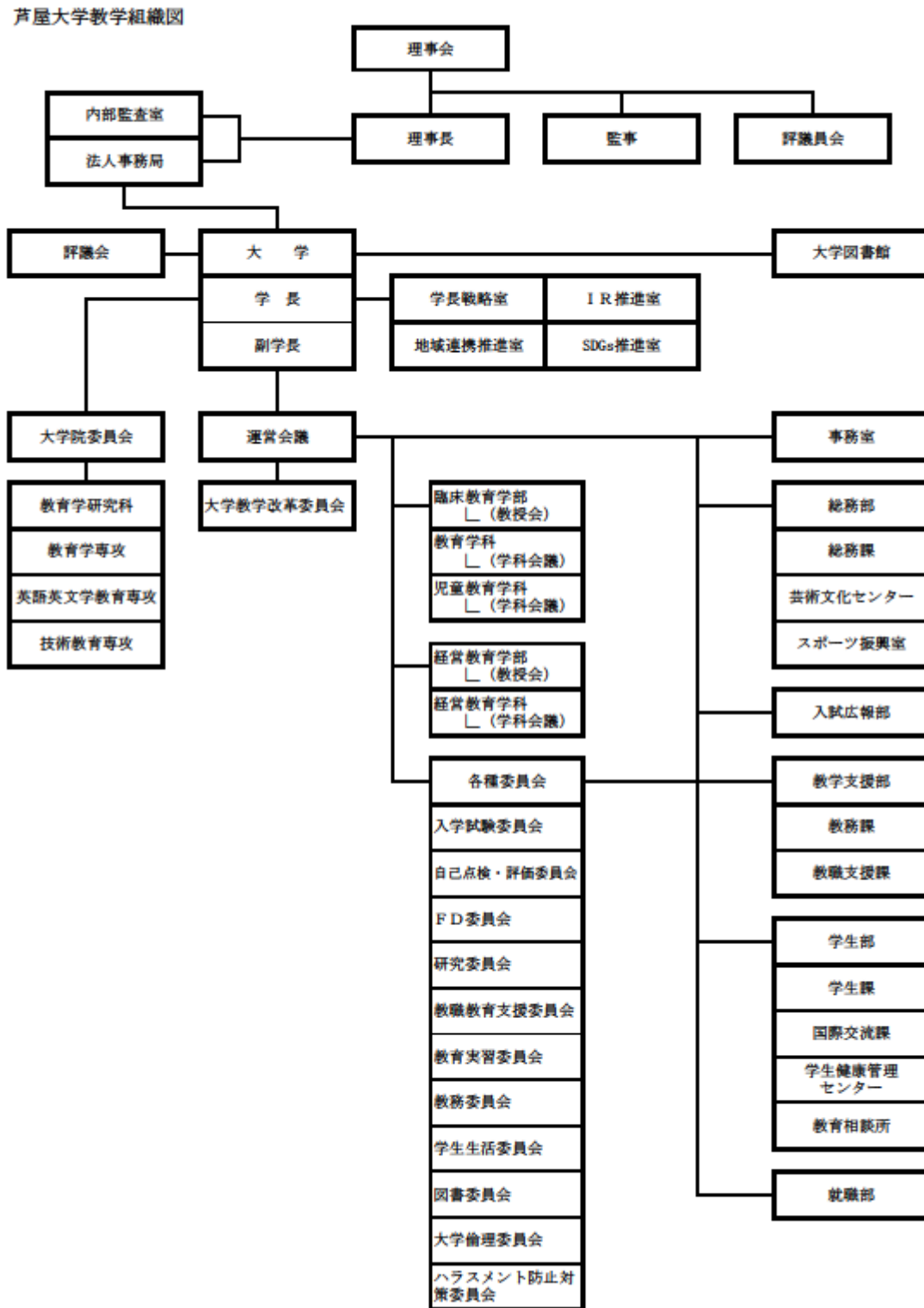
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の校務は「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」第 6 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。運営会議及び教授会を通じ、全学の意思統一を図りつつ、目的達成に向けた教育研究活動をリードできる体制を整えているとともに、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見聴取を行うために、その補佐として副学長 1 名を置いている。「副学長に関する規程」第 2 条において、「学長を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行する。」と明記されている。

また、専門的な事項を検討するため、各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から運営会議に提案あるいは報告される。

運営会議は、各部署で立案、決定した内容の報告を行い、教職員の共通理解を深め、学内運営を円滑に推進する。学長自らが委員長となり、副学長、学部長、学科主任、事務部門の部長以上の者で構成されている。運営会議では本学運営の重要事項を協議し、学部教授会の議題を整理している。

【図 4-1-2】 芦屋大学教学組織図



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌についての規程に基づいて業務を執行している。

学園の法人事務局では、学園総務部、財務部、情報システム室といった部署が学園全体に関わる業務を分掌している。また、学園の全教育機関（大学・大学院、中学校・高等学校、幼稚園）が連携を強化しながら、一層効果的に業務を推進するため、法人の事務局長と法人事務局各部署及び各教育機関の実務責任者が集まり、定期的に学園運営事務協議会を開催して各教育機関が理事会へ提出する議案を精査する場を設定している。その際、理事会への提出議案に留まらず、各教育機関の情報共有を密に行っている。さらに、組織の編成や人員配置の修正も毎年度検討を行いながら、必要に応じて実施している。

また、円滑に業務を管理運営するため、「学校法人芦屋学園事務組織規程」や「学校法人芦屋学園教職員規則」「芦屋学園給与規程」等の規程がある。

なお、事務部門のほとんどは、5号館1階及び4階に集中して配置している。また、学生対応の部署が別々の場所に配置されていたが、同一の部署に統合したことで、今までより一層の情報の共有、部門間の協力関係構築、業務執行の管理等の面でも有効に機能している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学運営会議、学部教授会や各種委員会等での議論を活性化することによって、今後も学長主導で大学改革を継続する。同時に、学長のリーダーシップのもと、毎年度実施する自己点検・評価を通じて、全教職員が学内の課題解決に取り組めるようにしていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準第13条に基づく必要な教員数は臨床教育学部教育学科が6名（うち教授が3名以上）、臨床教育学部児童教育学科が6名（うち教授が3名以上）、経営教育学部経営教育学科が10名（うち教授が5名以上）である。各学科では、それ以上の教員数を確保および配置し、教授の人数を満たしている。

大学院教育学研究科においても教育学専攻では、指導教員3名と指導補助教員3名、技術教育専攻では、指導教員3名、指導補助教員2名を設置基準に則り確保および配置している。

教職課程における中学校教諭一種免許状（社会）・（保健体育）・（技術）、高等学校教諭一

種免許状（公民）・（保健体育）・（情報）、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）に関する専任教員数はそれぞれ教職課程認定基準を満たしている。また、指定保育士養成施設（保育士資格取得課程）においても、指定保育士養成施設指定基準の教科担当教員組織及び教員資格基準を満たしている。

教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。教員採用については、公募を原則として候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学の精神を理解し、学生指導ならびに行政業務等に積極的に参加していけるかどうかも重視されている。昇任については、教学運営上の必要に応じて各学部長が学長に昇任申請を行い、教育職員選考委員会にて大学設置基準、要員管理及び大学運営の観点から妥当であると判断した場合には、候補者の業績審査及び候補者との面接や模擬授業を経て理事長に上申する。各職位における資格と審査基準は規定されている。

また、教員の確保と配置については、大学設置基準第 3 条並びに第 4 条の基準を満たし、これら教育研究組織における専任教員数は 大学設置基準第 13 条並びに 14 条、15 条、16 条、17 条の基準を満たしている。また、大学院の教育研究組織の専任教員数は 大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

芦屋大学の教育理念及び各学部・学科の教育目的に基づき、教育・研究の環境ならびにカリキュラム及び授業の内容・方法の改善のため、教職員の継続的かつ組織的な取り組みを推進することを目的に FD 委員会を設置している。構成員は、学長の指名する専任教員 1 名、教学支援部長、各学科から推薦された専任教員 6 名の計 8 名とした。

以下に FD に関する実施事項を示す。

- ① 全学教職員を対象とする FD の実施に関する事項
- ② 教育・研究に関する講演会・研修会・研究会等の企画及び実施に関する事項
- ③ 教員と学生の教育環境改善に資する交流活動の企画及び実施に関する事項
- ④ 教育・研究の両面にわたる支援及び環境整備に関する事項
- ⑤ 教育・研究助成等の申請に係る支援に関する事項
- ⑥ 各学部・学科の FD 活動の集約及び情報交換に関する事項
- ⑦ その他委員会が必要と認めた事項。

上記の必要な研修に加え、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、急遽オンライン授業を導入することとなり、遠隔授業による教育の質や効果を損なわないよう、昨年度末より継続してオンライン授業実施に係る研修を主として実施した。

【表 4-2-2】 FD 研修の内容

回数	開催日	研修テーマ	概要等
第 1 回 ～3 回	4 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> オンデマンド授業のための LMS の活用方法 オンデマンド授業のための教材作成方法 大学授業と著作権 	分散方式を取るため、3つのテーマに沿って、3日に渡り、各3回開催し、遠隔授業を導入・実施する為、LMS 利用方法、Pholly の操作説明会を実施した。 2つ目のテーマのオンデマンド授業のための教材作成方法では、主にパワーポイント用いた資料作成とスライドショーへ音声や動画の追加と動画データの圧縮などの具体的な手法が紹介された。 最後にオンデマンド授業開催における著作権の問題等について、注意喚起と適応範囲などが紹介された。 各回 90 分では時間が足りないほどであったが、追加の説明等はオンデマンド配信にてさらに配信を行った。
第 4 回 ～6 回	4 月 22 日		
第 7 回 ～9 回	4 月 24 日		
第 10 回	9 月 16 日	外部研究資金獲得(科研費)に関する FD 研修	資料に沿って、令和 3 年度の外部研究資金の概略及び外部研究資金の申請手続き、申請書作成方法等の具体的な説明がなされた。
第 11 回	9 月 23 日	PROG テストの報告	6 月下旬～7 月上旬に行われた新入生を対象とした PROG テストの結果を元に、他大学との比較を通して、本学全体や学科別の特徴、課題の説明がなされた。
第 12 回	11 月 11 日	電子黒板操作説明会	小中学校現場にてギガスクール化など ICT 環境整備が進んでおり、教育実習事前指導や教採対策として電子黒板の導入を行った。FD 研修として、機器を導入した内田洋行より操作説明会を開催した。今後の教採対策等にて、学生指導に役立てたい。
第 13 回	11 月 24 日	ハラスメント防止対策研修会(オンライン開催)	今年度は初めてのオンライン配信(資料と映像配布)にて開催した。三浦教授より1年生を対象としたハラスメントアンケートの結果報告と林教授よりカウンセリングマインドを用いた関係づくりとしたハラスメント予防方法を説明いただいた。

以上、大学設置基準における教育内容等の改善のための組織的な研修ならびに教育改善を目的とした調査等により、本学の FD については機能している。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用、昇格の人事に関しては規程が整備され、審査体制も整えられている。今後も、バランスのとれた教員組織を目指し検討を継続する。教員の人事評価に関しては、実施するには至らず、今後の検討課題となっている。質の高い授業の実現を目指し、FD 委員会が中心となって授業アンケートの結果を指標として、FD 研修会や研究授業および意見交換会を開催している。日常的な教育に対する悩みや課題、また授業運営に関する課題等を共有し、教員が自主的に問題解決に取り組んでいる。学生による授業アンケートは現在各学期 1 回の実施としているが、更なる教育研究活動の向上・活性化に結びつけるうえで、実施方法と結果の公表の在り方を含めて改善を継続する。

次年度の FD においても同様に継続性を担保した FD 活動を実施する。また、各種調査から得られた情報をもとに経年で多様な分析を行い広く還元できるよう努め、その他、学

協会等での研究等活動を進め委員の能力・専門性向上を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の能力開発については、OJT や自己啓発を中心に実施している。職員は実際の業務の現場で直属の上司や先輩の職員に指導を受けながら日々努力を重ね、教学支援の観点から学内研修会は、FD 研修と SD 研修を合同での開催を継続している。

令和 2(2020)年度に至っては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教職員が一堂に会して実施する学内研修の開催を控えた。コロナ禍の状況によって、オンラインで研修を開催、受講する方法の検討を進めたが、本学ではまだ体制やコンテンツの貯えがないことから、ハラスメント防止対策研修会（オンライン開催）1 回の開催にとどまった。しかしながら、かねてより、学外の企業や行政機関等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸の研修会など、教職員の能力を向上させるため参加を促進していることもあり、それらがオンラインで開催している研修を取り纏め、学内グループウェアに掲載し、各部署長の判断により、教職員が必要に応じて学外の SD 研修への参加を促進する体制を整えた。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力向上が不可欠である。そのほか、業務のさらなる効率化のため、いくつかの事務組織を統合すること等も検討する。

今後は、単発的な受講型の研修ではなく、修了証が発行される継続的な研修や自己啓発として本学業務上必要とする指定資格を取得した職員に対し報奨金を支給するなどの制度を検討し、さらなる職員の資質・向上を目指す。また、他大学運営とそれを取り巻く環境に関する知識や技能見聞等を広く学外の事例から獲得する学外研修についても有用な職能開発の機会として捉え、その積極的活用に向けた検討を行う。SD 委員会の設置についても検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任講師以上の教員、特任教員に研究室が与えられ、助教には数名で使用できる共同研究室を確保している。

研究環境の整備については、空調、PC、プリンター、ネットワーク環境、本棚が設置され、少人数であればゼミナール等の授業にも対応が可能である。教員の研究室以外では、PC とプリンターを設置した大学院生用の共同研究室を図書館と研究棟に確保している。

また、教員の研究支援体制については、大学総務課と FD 委員会で全面的にバックアップする体制をとり、科学研究費に代表される公的研究費の獲得を奨励している。具体的には、公募研修会の実施、公募に関する情報等の周知、学内外の研究申請及び執行にかかる手続きがあげられる。(表 4-4-1)

教員への研究に係る図書館での書籍の貸出については、原則貸出期間は設けられているが、場合によっては長期に亘り貸出を可能とし、研究を円滑に遂行できるようにしている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に係る責任・管理体制の明確化を図るため、令和元(2019)年度に公的研究費の適正な運営・管理、研究費の不正使用並びに研究活動における不正行為の疑いが生じた際の迅速な対応を目的として諸規程を見直し、「芦屋大学研究倫理規程」等の諸規程の改訂を行った。

公的研究費の不正利用を防止し、適正な執行の充実のため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準（令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき「研究活動の不正行為防止等に関する基本方針」を制定し、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を学部長として定め、機関内の責任体制を明確化すると共に、研究活動上の不正行為に関わる告発・相談の窓口を法人事務局と大学総務課で受け付ける体制を整備し、大学ホームページを通じて周知・公表を行っている。

また令和 2(2020)年には、公的研究費の管理・運営に関わる全ての研究者及び事務職員に対して研究倫理教育、コンプライアンス教育として、3 年に 1 回の頻度で独立行政法人日本学術振興会が提供している「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を課し、修了証書の提出を義務付けるとともに、「研究倫理教育及び研究支援に係る意識調査」を実施した。教員対象の意識調査では 19 名 からの回答を得た。特に研究費の現状の均等配分への意見が多く、研究費を補助するような制度への改善の要望があった。さらに公的研究費採択者、研究に係る事務職員には毎年誓約書の提出を義務付けている。教授会において、「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の説明を行い、個々の教員へ周知・徹底を行い、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成のガイドラインの配布と取扱いを説明している。学生への周知としては研究倫理リーフレットの配布を行い、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。

【表 4-4-1】 研究活動の支援及び研究倫理に関する講習会等実績

日程	内 容	参加者数
4/13	科学研究費使用説明会①（継続・新規採択者対象）	5名
4/22	科学研究費使用説明会②（継続・新規採択者対象）	2名
5/8	科学研究費使用説明会③（継続・新規採択者対象）	1名
6/8	科学研究費使用説明会④（継続・新規採択者対象）	1名
9/16	FD 研究会【外部研究的資金の申請方法と手続き～採択される申請書の書き方～	8名
9/23	研究倫理・公募説明会	41名
※公的研究費の公募等、個々の教員から依頼があった場合、随時対応をしている。		

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、専任助教以上の教員を対象に、研究活動に円滑に取り組めるよう個人研究費（表 4-4-2）を助成している。研究費の支出に必要な手続きや注意事項等を定めた「芦屋大学・芦屋学園短期大学教員個人研究費規程」及び「個人研究費ガイドライン」に沿って、運用されている。

当該研究費の円滑な研究活動の施行に資するため、大学総務課の職員が支援を行っている。また、退職者の使用していた備品等を余剰品として大学総務課で管理し、過去の研究備品を貸出すなど、有効活用を図っている。

【表 4-4-2】 個人研究費支給額（年額）

区分	支給額	備考
教授	200,000円	-
准教授	150,000円	学長の許可を得たものに限って 200,000円まで支給
講師	150,000円	-
助教	50,000円	-

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、適切な維持・管理と予算の配分を検討する。また、教育現場で必備となる ICT 環境のさらなる拡充を図る。研究倫理の確立としては、従来の倫理教育に加え、ガイドブックを作成するなど啓発活動を行うことを進めている。公的研究費の申請・管理・運営に携わる教職員全員に向けたコンプライアンス研修・研究倫理教育研修等を実施し、コンプライアンス教育の推進を行ってきたが、今後はより一層の体制整備と、研究支援策の拡充を図り、公的研究費など外部資金の獲得を促進する。研究支援に係る満足度調査や研修会の実施など、研究活動支援を拡充し、研究活動の更なる活性化を図る。

【基準4の自己評価】

本学では、教学・研究の全般に関し、学長のリーダーシップの下、学部教授会や大学運営会議など主要会議体における学内意思決定に基づいて、適切な教学マネジメントを行っている。

学部及び大学院に必要な専任教員と、教学マネジメントに必要な職員を適切に配置し、資質向上のためのFD等の研修を組織的に実施している。教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査している。

研究環境及び研究活動支援のための規程は適切に整備・運用されている。研究倫理に関する厳正な運用については「研究機関における公的研究費管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った「研究活動の不正行為防止等に関する基本方針」を定め、コンプライアンス教育として日本学術振興会が実施する「研究倫理eラーニングコース」の受講を義務づけている。また、外部資金獲得のための支援を拡充している。

以上により、本学は基準4を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学園の法人組織における管理運営体制は、「学校教育法」「私立学校法」「学校法人芦屋学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」及び管理運営に関する諸規程に基づき、誠実に執行されている

設置者である学校法人芦屋学園は寄附行為に基づき理事会が設置され、学校法人の業務は理事会で決定されることになる。理事の選任は寄附行為の第 6 条により、役員協議会と理事会で審議、選任された理事をもって理事会を構成する。定数 8 人の理事は、選任条項に従い選任され、うち 1 人が理事長となり、様々な社会的要請・課題に迅速に対応していくために、原則月 1 回開催し、日常の業務を決定している。理事会は管理部門と教学部門を担う「担当理事制」をとり、両部門の連携はより密接なものとなっている。また、監事定数 2 名の内、1 名は弁護士、もう 1 名は公認会計士・税理士からの選任がなされており、役員協議会・理事会・評議員会以外にも、学園内部の主要会議等に参加しては、意見具申を行っている。

これによって、財務に関する部分のみならず学校法人の運営全般についての監査体制を維持している。

学園の評議員会を、寄附行為により理事会の諮問機関と位置づけ、その諮問事項は学寄附行為の第 4 章に規定されている。評議員定数は 18 名となっているが、理事定数の 2 倍を超える人数であることから欠員が生じやすいこともあり、寄附行為の選任条項に留意しながら、役員協議会、理事会で速やかな欠員補充を審議しては定員の充足に努めている。大学長は寄附行為の第 3 章第 6 条により理事となり、常勤理事に選任されている。また、重要案件についても評議員会に諮問したうえで理事会で最終決定を行うなど適切に運営されている。

5-1-② 使命・目的の実現への組織的努力

寄附行為の第 2 章第 3 条では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、平和な社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。」としており、この目的に沿って、令和 2(2020)年 9 月に理事会の承認を経て、「学校法人芦屋学園 経営改計画 令和 2 年度～6 年度（5 ヶ年）」を策定している。この「中長期計画」では芦屋学園の建学の精神・理念に沿った教育の概念・目的を掲げるとともに、目指す方向や行動目標、具体的施策等を定めており、理事及び教職員の共通認識を図っている。

各年度の事業計画、予算編成と方針は、本学園の「中長期計画」に則って継続性を持って策定しており、各年度の事業計画に対する実施状況は、「事業計画書」「事業報告書」「監事監査報告書」として財務諸表も含めて、本学園ウェブサイトにより学内外に公表している。

「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守はさることながら、法人組織における運営体制は、寄附行為や「芦屋大学学則」「芦屋学園中学校・高等学校学則」「芦屋大学附属幼稚園則」に従い、諸規程は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」等の関係法令に則り整備し、遵守すべき事項は適宜定めて運営している。

学園は「大学設置基準」に基づき、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し円滑に進めている。なお、平成 26 (2014) 年度の「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正する法律」の趣旨に則り、大学の学則及び関連規程を改正した。大学教育を推進する上で特に必要な規程として「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」「学校法人芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」等を定めている。また、「学校法人芦屋学園就業規則」においては、教職員に諸規程の遵守と本学園の正常な運営に対する責務を果たすよう規定し周知徹底している。さらに、「寄附行為」第 7 条を定め、監事機能の充実を図るため監事の設置及び、「学校法人芦屋学園内部監査規程」に則った内部監査室の設置を行い、本学園の業務全般について、法令、寄附行為及び学園の諸規程に沿っているかの合議制の確保、経営基盤の確立のための効率性及び経済性の確保、教育研究、教育効果の向上の確保し、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」をはじめとする各教育機関の設置、運営に関連する法令を遵守している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の配慮には積極的に取り組んでいる。省エネルギー対策として、教職員、学生、来学者に対してクールビズや節電等をメール、ポスター掲示や研究室指導等を通して呼びかけては、効果を上げている。また、設備や器具の更新には省エネルギー型の設備や LED 照明器具に順次変更しつつある。

人権への配慮として、「学校法人芦屋学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、方が一にも不測の問題が発生した場合を想定し、救済と解決に向けた対策が取れるようにしている。人権への配慮に関わる具体的な活動として、人権問題に関わる基本方針、人権教育、教職員への人権研修（FD 研修・SD 研修）等、学生・教職員の人権意識の教職員向けの学園内外の研修会への参加を促し、人権に関する学習・研修内容は、毎回、創意工夫しながら題材を決定している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」を整備し、個人情報の漏えい予防等に努め、適切かつ円滑な運営を図っている。

安全管理への配慮については、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」「学校法人芦屋学園ストレスチェック規程」「学校法人芦屋学園危機管理規程」等に従って実施し、救急・救命活動に有効とされている AED（自動体外式助細動器）を大学敷地内に 4 か所配置している。消防設備の点検は年 2 回実施し、学内にいる学生等には、担任をする教職員が避難

誘導等を行う体制を整えている。

教職員の健康・管理は、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」を基に「健康管理センター」により支援体制が整えられており、必要とされる場合は産業医の指導の下に維持されている。

情報管理については「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」「学校法人芦屋学園情報資産運用・管理規程」「学校法人芦屋学園グループウェア利用規程」を定め、教職員及び学生に対して基本方針、遵守事項を周知している。さらに、サーバーコンピュータ、学内 LAN、情報演習室、各研究室、事務室等のパソコンには、セキュリティ対策を充実させ、ウイルス、不正侵入、ハッキング等に対する安全管理を行っている。

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学園は、経営の規律と誠実性は十分に維持できるよう努力しているが、常にその社会的責務を再認識し、経営の規律と誠実性、建学の精神や経営方針に基づき地域社会に貢献できる組織として、より一層の努力を重ねていく。さらに、学生を取り巻く教育環境の変化にも柔軟に対応できる体制を整備し、地域社会や保護者等への説明責任を果たし、信頼される教育機関を目指していく。また、常に透明性のある経営に努め、教育の質を向上させる観点から自己点検評価を実施し、第三者評価や外部監査、内部監査に適切かつ迅速に対応していく。全教職員の共通認識に立った危機管理体制の確立、適切な環境保全・人権・安全への配慮を行い、情報公開については、積極的に推進していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

「学校法人芦屋学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」の第 5 条の定めによって、理事会は、次の 8 人で構成されている。(1) 芦屋大学長(2)芦屋学園高等学校長(3)評議員のうちから理事会において選任された者 (4)この法人に対する功労者のうちから理事会によって選任された者 (5)この法人の役員又は教職員でない(私立学校法第 38 条第 5 項及び第 6 項の定めるところによる) 学識経験者のうち理事会において選任された者、と定義されている。理事会は「寄附行為」に基づき理事長が招集し、例年 11 月の理事会において「予算大綱」ならびに「事業計画」を確認し、理事としての自覚を再認識し、意思統一を図っている。また、理事業務分担に関する申し合わせが提案され、各理事の担当業務を明確にしたうえで、学内外の必要な情報を収集し、進めた調査研究を互いに交流することを通して理事会の活性化を目指している。

理事会では原則として、法人の日常業務の決定ならびに管理部門・教学部門との調整・連携事項の検討、理事会・評議員会に付議する事項、それらの実施方法等の検討を行うが、上記のメンバーで構成しているため、緊急の課題に対しても、速やかに対応することができている。審議事項については、役員協議会に提案され、議案により関係役員が説明を行う。そこでの審議を経て、理事会に付議される。

評議員会では、「寄附行為」第 20 条の諮問事項（予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人業務に関する重要事項等）に対し広く意見を聴取し、それらを参考に理事会で意思決定する。理事会で本学園の中長期計画の見直しを図り、可能な限りの数値目標等を設けている。

理事会は、理事長を議長として大学長（教学マネジメント担当）、中学・高等学校長（中高教学マネジメント担当）、法人事務局長（附属幼稚園・人事・総務担当）、財務部長（財務担当）、同窓会担当、コンプライアンス担当というそれぞれの担当理事制を敷くことによって、学園全体の動向が把握できている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園の管理運営上の様々な課題に対しては、主体的かつ機能的に対処するため、理事会において中長期計画の見直しを行い、可能な限りの数値目標等を設定し達成状況を評価していく。また、子どもの人口減少等を踏まえて、園児・生徒・学生確保に向けた戦略的な方策を具体的に検討するために、包括的な学園経営の今後のあり方について、各教育機関長等の参加のもとで行われる、「学園運営事務協議会」で意見交換したものを理事会へ提言、更なる具体化を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会においては、寄附行為変更、芦屋大学学則変更、予算・決算、役員人事などの重要事項につき決議を行っている。また、常勤理事である大学長が、大学の教学と経営の両面における重要事項の説明ならびに報告を行っており、大学と理事会が十分な意思疎通を図ったうえで決定している。以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化に向けて意思決定ができる体制を表明していると自己評価する。

大学運営会議は月 1 回開催している。学長をはじめ副学長、各部署長が構成員となり理事会の方針、大学における課題を確認するとともに、運営についての対応策を審議している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

大学においては、定例の学部教授会が月1回開催されている。学長・副学長と学部長・教授・准教授・講師、事務各部門長が出席し、教育・研究に関する重要事項について審議、決定している。【資料 5-3-2】専任教員と事務部門の一部の職員は、この他に教育活動を推進するための各種委員会にそれぞれ属し、各部署長や主担が招集する会議の場で、各部門の課題や懸案事項について審議・報告を行い、情報の共有化を図っている。教職員間の伝達については、グループウェアを利用した掲示板等への掲示、教員に割り振られた専用のメールボックスなどで、学内外の情報を迅速かつ確実に伝えるように工夫している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事の業務の執行状況と財産の状況を監査する立場にある監事による監査については、「私立学校振興助成法」第14条に基づいて適格に行われている。予算案と事業計画案については、各部門（部署）から事前に提出された後に、法人事務局長、財務部長、学園総務部長、大学事務長とで予算ヒアリングが行われ、適切な予算計上と事業計画策定ができるシステムを確立している。決算と事業報告については、外部からの会計監査法人と学園監事からの監査により、その結果報告が行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の経営状況の根本的な改善に向け、5カ年にわたる中期計画を立案実行しており、令和2(2020)年度は、活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額の黒字を2年連続で達成することができた。また、当面の大きな課題であった経常収支差額の黒字化も達成することができた。

教育研究活動を永続的に担っていくうえで経常収支黒字化は必須であり、そのために収入面では学生生徒等納付金収入に係る学生の確保、支出面においては人件費の抑制を図ることが最も重要であり、加えて計画的な諸経費の削減が課題となる。

大学の学生数は、平成28(2016)年度790名、29(2017)年度819名、30(2018)年度825名、令和元(2019)年度896名、2(2020)年度998名と年々増加傾向にあり、令和3(2021)は1031名となり、収容定員1000名の確保ができた。

学園全体の令和2(2020)年度の人件費比率は49.1%となり、平成28(2016)年度の71.0%から約22%改善し、50%を下回ることができた。

中長期計画に基づく予算編成に関しては、各部署が予算積み上げによる計画を策定している。ヒアリングを通じて、予算の配分を精査するとともに、各部署の予算額に対する意

識の向上により、予算管理の精度を高めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業活動収支の経常収支差額は、平成 28(2016)年度 837 百万円の支出超過であったが令和 2(2020)年度 68 百万円の収入超過となり、4 年間で大幅な改善が実現できた。令和 3(2021)年度も経常収支差額は黒字の計画である。

学園全体の令和元(2019)年度末現金預金残高 794 百万円から、令和 2(2020)年度は 179 百万円増の 973 百万円となった。教育活動資金収支差額においては令和元(2019)年度 49 百万円が令和 2(2020)年度 342 百万円となり教育活動において 293 百万円の増加を見ている。

財務基盤の確立は、収益力の確保と安定した資金調達力及びその結果としての自己資本の充実であると考えられる。収益力の確保は、経常収支の改善によるものであり、令和 2(2020)年度決算では経常収支差額が上述のとおり黒字達成、大幅な改善となり先ずは順調に推移している。また、資金調達のひとつは金融機関からの借入であるが、各銀行が当学園の改善傾向にある財務状況等を理解し積極的な対応となっており、この点についても特に問題はない。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内での効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

そして今後の重要な計画は、遊休不動産の売却を含めた有効活用であり、不動産 PT を立上げ検討・研究をおこなっているところである。売却等により債務の圧縮を図り、より一層財務内容の改善を行う方針であり、今年度中に何らかの結果を出す方向で進めている。また、積極的な寄附の募集活動によって寄付金の増収（昨年度実績 145 百万円）を目指し、財政面での安定化を図る。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に基づいて、適正に会計を処理している。また、「資産運用規程」等を定め、会計システムによって、安全かつ適正に資産と資金を管理及び運用している。

試算表や補助簿等財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて月次決算

の形で財務担当が理事長に報告している。

「学校法人会計基準」に従った財務諸表については、会計システムによって財務課員が作成して財務部長が確認する体制により、適切な会計処理を担保できている。また、監査法人と連携しながら適正に決算業務を行っている。

予算を補正する際は、「寄附行為」第31条に基づいて理事会を開催し、そこで議決している。

補正予算の編成については、中間決算等の状況を参考にしながら、その必要性を検討している。補正予算編成が必要な場合は、評議員会への諮問の後、理事会が決定している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による監査と監事による監査とから成り立ち、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人による監査については、監査契約が結ばれ、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づいて計算書類が監査され、令和2(2020)年度は15日間(平均監査担当者1日当たり3.5人)の監査スケジュールだった。

監査事項については、計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会の議事録等を基に取引内容と会計処理が監査されている。

監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

一方、監事による監査については、決算原案が完成した時点で会計帳簿書類(資金収支計算書他)を閲覧することによって、決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況ならびに計算書類の準拠性、保全状況等を調査している。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査によって財産の状況を監査している。監事による監査の結果については、理事会と評議員会に監事監査報告書として提出されている。また監事は、監査法人と連携しており、監査法人による監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、監査法人と意見を交換している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

今後も監査法人や監事と情報共有を密にしながら法令や規程に則って適正に会計処理を行う。

[基準5の自己評価]

本学は、建学の精神に基づく教育理念を実践することで、高等教育機関としての社会的役割を果たしている。本学は、「寄附行為」と「寄附行為施行細則」によって適切に運営されており、教員と職員が協力し、本学運営についての会議や教学についての各種委員会に参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づき適切に運営し、安定した財務基盤の確

立に向けて、収支の改善に取り組んでいる。

令和 2(2020)年度教育活動支出計は前年度より 25 百万円の削減、教育活動収入は学納金収入 150 百万円、寄付金 140 百万円、経常補助金 110 百万円等全体で 331 百万円の増加となり経常収支差額を大幅に改善することができ、そして、令和 3(2021)年度の経常収支差額においても黒字計画である。

会計については、「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に従って適正に処理し、毎月、財務関連資料、対過去 5 年実績との比較等を財務担当が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会への諮問を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する 2 名の監事はまた、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準 5 で求められている項目を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、芦屋大学学則第 1 条 2 項に「前項の目的（教育目的）を達成するため、その教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、認証評価機関による認証評価をうけるものとする」と明確に規定している。平成 17(2005)年から施行した「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に則り、学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名した教員 4 名以内、職員 4 名以内によって構成された「自己点検・評価委員会」が、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について現状と問題点を分析し、評価できる特色、改善項目及び改善方策について明らかにしている。

令和 2(2020)年度からは、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、「芦屋大学内部質保証の基本方針」を定め、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に「芦屋大学内部質保証推進会議」を設置した。併せて「芦屋大学内部質保証に関する規程」を整備し、内部質保証のための責任体制を明確に示している。

3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会による自己点検は毎年、定期的実施している。令和 2(2020)年度からは、令和 5(2023)年度に受審予定の機関別認証評価を見据え、日本高等教育評価機構が定める第 3 フェーズの基準項目に準拠した自己点検・評価に着手した。また、令和 2(2020)年度の兵庫県下大学長会議において、他大学の外部評価への取り組み状況についても情報収集を行った。コロナ禍による点検・評価作業の遅延は今後も想定されることから、自己点検・評価の年間計画の見直しを行う。また、新設した「芦屋大学内部質保証推進会議」による自己点検・評価を着実にやっていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に則り、自己点検・評価委員会が毎年度、自己点検・評価実施計画を策定し、各部署・各委員会から提出されたエビデンスをもとに、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。自

自己点検・評価委員会で明らかになった問題点や改善項目については、教授会、各種委員会、各部署において共有し、次年度に向けて具体的な改善策を検討・実施している。毎年、自己点検・評価委員会により作成される『自己点検評価書』（以下『評価書』という。）は、教授会で配付されるほか、大学ホームページを通じて学内外に公表されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、令和元(2019)年度より「IR 推進室」を設置し、大学の現状把握のための調査、データ収集及び分析を行う体制を整えている。IR 推進室は、【表 6-2-1】に示すとおり、教学に関する各種調査を実施し、調査結果を分析・可視化することにより、教学改善ならびに意思決定過程の合理化と支援を担っている。学長戦略室・IR 推進室の共催により、令和元(2019)年 6 月に「これからの教育改革に関する説明会」と題し、本学内の国際会議場にて IR データの分析結果や情報収集の進捗状況についての説明を行ったほか、年度末には「令和元(2019)年度 IR 報告書」を教職員に配布した。令和 2(2020)年度は、コロナ禍により報告会は開催できなかったが、「令和 2(2020)年度 IR 報告書」を教職員に配布するとともに、大学ホームページでも公開している。

【表 6-2-1】各種調査項目

学修状況調査	学修に関わる諸環境・認識
学修行動調査	学修時間
学修成果調査	単位取得状況、GPA 分布
学修満足度調査	教学内容、教学環境、教学支援
授業評価調査	教員・学生の自己評価・相互評価、授業手法の評価と分析
シラバス評価調査	シラバス記載内容の点検・評価
情報リテラシー調査	情報の活用、主体的な判断、問題解決
PC スキル調査	各種 office ソフトの実践力

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会による自己点検・評価、IR 推進室によるデータ収集と分析、情報共有は恒常的に行われているが、これまでに蓄積したデータを活用し、いっそうの課題改善に取り組んでいく。令和 2(2020)年度は、「芦屋大学内部質保証の基本方針」を定め、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として「芦屋大学内部質保証推進会議」を設置し、「芦屋大学内部質保証に関する規程」を整備した。令和 3(2021)年度からは、自己点検・評価委員会による『評価書』について「芦屋大学内部質保証推進会議」が規程に基づいた自己点検・評価を実施し、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行い、結果を理事会に報告するとともに、本学ホームページを通じて、広く社会に向けて公表していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

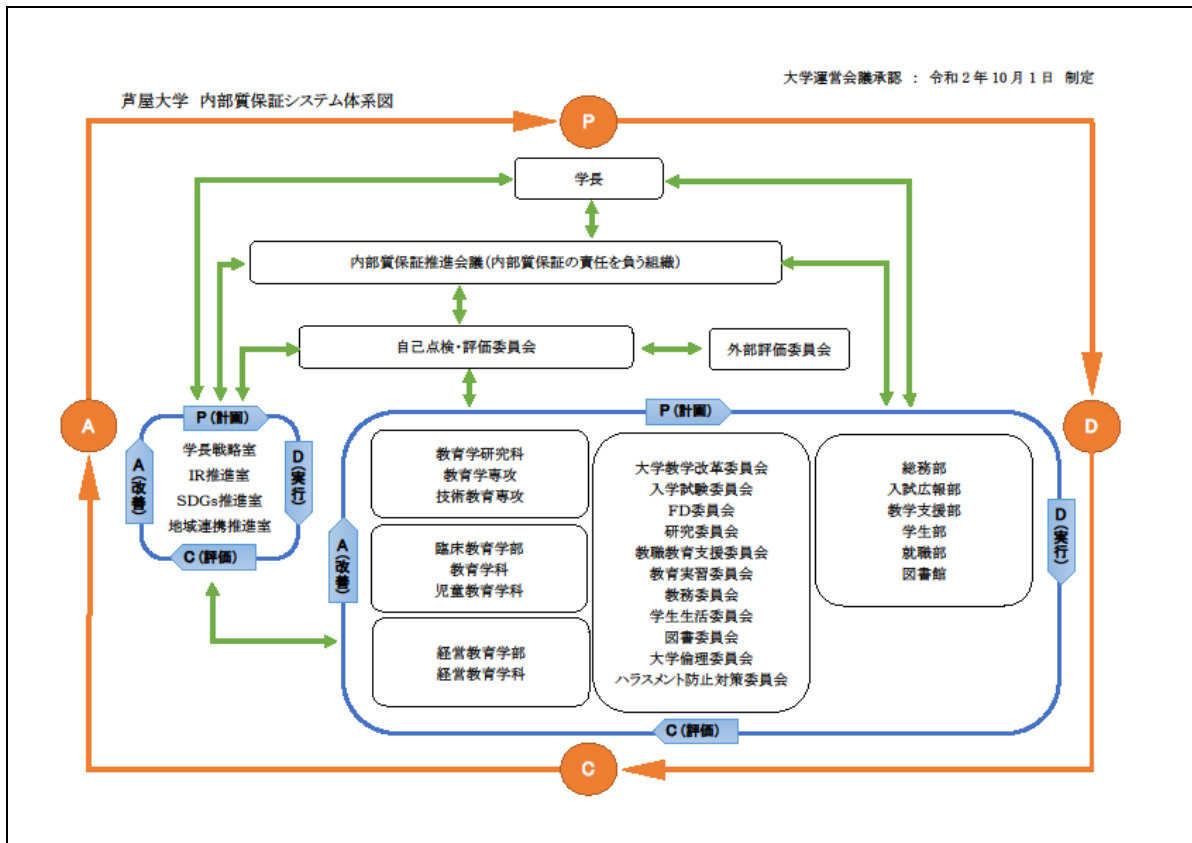
「基準項目 6-3 を満たしていない。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 2(2020)年度では、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組むため、①自己点検・評価委員会が、学部学科、事務部署、各種委員会等と連携を図りそれぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにした『評価書』を作成する、②学長が中心となる内部質保証推進会議が、『評価書』をもとに大学全体の点検・評価・改善を統括し、教育の質保証を維持・発展するため PDCA サイクルを意識した機能的な大学全体の内部質保証の責任を負う、という組織的な運営方針を定めた。しかし、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、『評価書』自体の作成が大幅に遅れ、併せて外部有識者を招聘した外部評価ならびに内部質保証の点検・評価を実施するまでに至らず、自己点検・評価委員会と各学科による自主的な改善方策の検討にとどまった。

【図 6-3-1】 内部質保証システム系統図



(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学内の機能的な内部質保証の体制は整えられているが、理事会や評議委員会との連携や学長以外の理事の参画を含めた体制の改善を進めながら、内部質保証の実施に取り組む。

【基準 6 の自己評価】

教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、令和 2(2020)年度に「芦屋大学内部質保証の基本方針」を定め、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に「芦屋大学内部質保証推進会議」を設置した。併せて「芦屋大学内部質保証に関する規程」を整備し、内部質保証のための責任体制を明確に示している。

「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に則り、自己点検・評価委員会が毎年度、自己点検・評価実施計画を策定し、各部署・各委員会から提出されたエビデンスをもとに、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。毎年、自己点検・評価委員会により作成される『評価書』は、教授会で配付されるほか、大学ホームページを通じて学内外に公表されている。また、令和元(2019)年度より「IR 推進室」を設置し、大学の現状把握のための調査、データ収集及び分析を行う体制を整えている。しかしながら、内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの実施には至っていないため、令和 3(2021)年度からは「芦屋大学内部質保証推進会議」による内部質保証の点検・評価を着実にやっていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と地域連携

A-1 知的資産を活かした社会貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

■ 芦屋大学ソーラーカープロジェクト

ソーラーカープロジェクトは、初代学長福山重一が「地球環境やエネルギー問題に対する大学の役割として、今こそ環境問題を社会にアピールする時期である」と唱え、平成 4(1992)年 3 月に設立したものである。国内外の競技会に参加し成果を上げているだけでなく、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また、機材の調達や技術開発において産学連携の活動も行っている。プロジェクト活動は、教職員、学生、卒業生 3 者が一体となり、教養とクラブ活動の両面から活動するものとの位置づけであり、経営教育学科の自動車技術、技術・情報教員養成両コースの教員指導の下、同コースのゼミ生と共にソーラーカープロジェクト学生メンバー、技術研究部、ボランティア同好会が、ソーラーカープロジェクトの中心メンバーとして活動している。

《学校訪問》

学校訪問は、児童教育学科学生の実践経験の場として資すると共に、地域の子どもたちに実際にソーラーカーに触れてもらい、環境やエネルギー問題について学んでもらうことを目的としている。平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度の間、兵庫県下をはじめ県外も含めて延べ 65 校の小中学校より訪問要請を受け合計 62 校を訪問して、教育・啓蒙活動にあっている。令和 2(2020)年度の学校訪問実績は【表 A-1-1】のとおりである。

【表 A-1-1】 <学校訪問実績>

	訪問日	学校名	内容	対象
1	2021.03.12	大阪市長 中川小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4 年
2	2020.12.10	西宮市長 西宮浜義務教育学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4 年
3	2020.12.02	西宮市長 北夙川小学校	理科学習（ソーラーカーを使つての太陽光発電学習）	4 年
4	2020.03.23	芦屋市長 岩園小学校	環境と太陽光発電の学習（コロナ禍により中止）	4 年
5	2020.03.10	宝塚市長 丸橋小学校	環境と太陽光発電の学習（コロナ禍により中止）	4 年

《行事参加》

地域振興及び教育・啓蒙活動の一環として地域の各種行事に参加している。平成23(2011)年度から令和2(2020)年度の間、本学で開催された「電気自動車・燃料電池車・ソーラーカー製作講習会」「西宮市産業環境局 エネルギー学習会」をはじめ、神戸市で開催されている「兵庫カーライフ・フェスタ」など関西、中国地方の各地延べ57の事業団体より要請を受け合計51の行事に参加して、環境・エネルギー問題の啓蒙活動にあたっている。令和2(2020)年度の行事参加実績は【表A-1-2】のとおりである。

【表A-1-2】 <行事参加実績>

	開催日	行事名称	会場
1	2020.11.07～ 08	エコ&セーフティー兵庫 カーライフ・フェスタ 2020	兵庫県 神戸市 『メリケンパーク』 (コロナ禍により中止)
2	2020.08.22	西宮市 産業環境局 エネルギー学習会	兵庫県 芦屋市 『芦屋大学』 (コロナ禍により中止)

《産官学連携》

技術開発において関連企業と連携しているほか、芦屋市教育委員会をはじめとする公的機関と連携し、環境問題に関する啓蒙活動にあたっている。

連携団体は【表A-1-3】のとおりである。

【表A-1-3】 <連携団体>

	企業・機関名	内容
1	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課	環境保全啓蒙と次世代自動車（ZEV:無公害自動車）の普及啓蒙
2	芦屋市 教育委員会 社会教育部 青少年教育課	放課後児童体験事業（あしやキッズスクエア）
3	尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課	地域環境啓蒙活動（環境学習プログラム）
4	西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課	地域環境啓蒙活動（エネルギー学習会）
5	一般財団法人 日本太陽エネルギー学会	次世代自動車 (ソーラーカー・電気自動車・燃料電池車) の研究発表・製作講習会
6	株式会社 ミツバ SCR+プロジェクト	ソーラーカー用モーター開発に関する研究
7	池田市 教育委員会 教育部 教育政策課	連携協力協定の一環による教育活動への協力

A-1-② 教育機関活動による協力と貢献

■芦屋大学の地域住民への公開

本学の持つ知的資産の地域住民への提供を目的として、平成27(2015)年8月より、芦屋市六麓荘町の住民を対象に、芦屋大学図書館の地域住民への公開および書籍の閲覧・貸出等のサービスを提供している。また、毎年10月に開催される学園祭においては地域住民への大学校舎開放も行っている。さらに、障がい者就労支援スペース「あしかふえ」については、大学キャンパス内で共生社会を体感できるカフェとして運営し、地域の方々に芦

屋市のウェブサイトや SNS を通じて案内している。

■芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携、池田市教育委員会との連携協力

本学は兵庫県芦屋市及び同教育委員会と平成 28(2016)年 8 月より「芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書」を締結している。この協定は、スポーツ・文化・芸術・地域人材の育成・教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。

障がい者就労支援スペース「あしかふえ」開設は本学におけるヒデユンプロジェクト(潜在的な体験学習)の一環である。学生が日常生活の中で共生社会を体感することを通して、その情操教育を目的としている。さらに、本学で経営教育や特別支援教育を学ぶ学生にとって実践的な学びや研究の場となっている。カフェの運営にあたっては、芦屋市障害福祉課と芦屋特別支援学校と連携し、地元の就労支援、障がい者の雇用促進に貢献している。

また、「芦屋市行政改革」の一環として平成 31(2019)年 3 月に「芦屋まなび場！フェスティバル in 芦屋大学」を実施した。この活動も継続的に実施する予定であったが、令和 2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により具体的な活動ができなかったため、活動継続のため芦屋市主導で「こえる場！」運営に係るコアメンバーでオンライン会議を行い、今後の活動についての方向性や意識の共有化を図った。このように、様々な芦屋市行政改革にかかる連携を深め、芦屋市の取組に協力することで、地域に愛される大学として活動をしている。

さらに、芦屋市企画部政策推進課との連携による「市政 60 周年事業」を本学において予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため中止になった。

このように令和 2(2020)年度はコロナ禍のため中止となった取り組みは多々あるが、今後も地域連携や社会貢献活動については前向きに取り組みを進めて行く。

【表 A-1-4】2020 年度実施行事

2020 年度実施行事			
①	2 月 15 日	公民館との共催による公開講座	芦屋市
②	2 月 22 日	公民館との共催による公開講座	芦屋市

(3)A-1 の改善・向上方策

ソーラーカープロジェクトの活動は、競技活動にとどまらず、研究開発や地域社会貢献、研究機関・企業との連携等様々な意義を有しており、今後も産学官連携を含む活動をより積極的に展開し、新型コロナウイルス感染症の蔓延に留意しながら活動の発展可能性を求めていく。

高大連携については、本学が高等学校に提供できる教育資源を確認し、連携校との充実を図り、本学の学部学科コースの認知活動に繋がる取組を展開していく。

平成 30(2018)年度から地域連携推進・スポーツ振興室を設置し、活動を進めてきたが、令和 2(2020)年度に向けて、組織的・体系的に地域連携に取り組めるよう、地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図るため、地域コミュニティの一つの拠点として地

域連携推進・スポーツ振興室より地域連携推進室を独立、分割し、組織の機能的かつ活性化を図った。これにより、令和 3(2021)年度は、芦屋市及び芦屋市教育委員会、池田市教育委員会との連携・協力を、人材育成、教育の分野で今後さらに強化する体制が期待できる。

芦屋市防災安全課との連携による活動においても、今後さらなる取組の輪を広げていき、学生の若い力が地域防災を支えていけるような活動を深めていく。

教育相談所が行ってきた特別支援教育研修講座は、本学の地域貢献として引き続き開催予定である。芦屋市民公開講座については、本学教員の紹介を兼ねた教養講座に加え、市民の健康促進に関するものやスポーツ教育などの講座内容を提供し、芦屋市公民館と共催で今後も引き続き開催予定である。

障がい者就労支援スペース「あしかふえ」の活動は、芦屋市のウェブサイトや SNS でのご案内を通じて、地域貢献が進展することや学生の学びがより深まる活動を継続していく。

コロナ禍でほとんど活動できていないのが現状であるが、今後はこのような状況下でも実施ができるような取り組みを検討していく。

A-2 スポーツ分野における社会貢献

《A-2の視点》

A-2-① スポーツ活動による社会貢献

(1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① スポーツ活動による社会貢献

■地域スポーツ振興

新型コロナウイルスの世界的な流行により、令和 2(2020)年度における本学のスポーツ活動を通じた社会貢献活動にも多大な影響が及んだ。

令和 2(2020)年 3 月に、芦屋市と本学が連携し開催を目指した「ファミリーサッカー教室」も、新型コロナウイルスの影響により中止となるなど、例年継続的に実施をしてきた活動に関しても中止を余儀なくされる状況となった。

その中でも、本学のバレーボール部と交流のある和歌山県を拠点とする中学生バレーボールチームに対し、休校中に自宅で有意義なトレーニングを行うためのトレーニング動画を提供するなど、コロナ禍における学生アスリートの身心の健康という観点から、現状に即した方法での社会貢献活動を行った。また、子ども達の「社会性育成や健康的な身体づくり」といった青少年育成を行っている一般社団法人宮っ子クラブとの教育連携により、本学では社会貢献の一環として施設の優遇措置をして貸出をしている。

【表 A-2-1】 スポーツ関連のクリニック（技術講習会）

	開催日／期間	実施場所	内容	対象	備考
①	2019.03.09	芦屋学園 グラウンド	さわやかサッカー クリニック	幼児 小学生 保護者	学生参加
②	2019.04～2020.03	芦屋学園 グラウンド	サッカースクール	園児 小学生 大人	学生参加
③	2019.06.30	福山記念館球 技場	バスケットボール クリニック	高校生	学生参加
④	2019.07.14	福山記念館競 技場	バスケットボール クリニック	中学生	学生参加
⑤	2019.08.17	宝塚市長尾中 学校 体育館	バレーボール クリニック	中学生	学生参加
⑥	2019.08.19～08.21	学園グラウン ド	サッカー クリニック	小学生	学生参加
⑦	2020.01.12～13	和歌山県南部 高校・南部小学 校	バレーボール クリニック	高校生 小学生	学生参加
⑧	2020.03.7	学園グラウン ド	ファミリーサッカ ー クリニック	幼児 小学生	学生参加 ※コロナに より中止

(3) A-2 の改善・向上方策

令和 2(2020)年度には、運動部に所属している学生から 12 名の教員採用試験の合格者があり、年々、着実に教員採用試験の合格率が高まっている。令和 3(2021)年度についても、部活動と各学部の双方から教育現場と交流する機会を更に増やし教職課程を履修しているスポーツ系学生のレベルアップを図る。

スポーツ振興に関して、令和 3(2021)年度は芦屋市及び芦屋市教育委員会との包括連携における活動をはじめとする社会貢献事業、青少年教育を目的とした地域連携事業の企画をする。また、コロナ禍によるソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用等、他の分野と比較してスポーツ活動の実施は新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けやすい中、対面での活動だけではなく、ICT を活用した活動も今後模索していく。

A-3 芸術文化における社会貢献

＜A-3 の視点＞

A-3-① 芸術文化活動による社会貢献

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 芸術文化活動による社会貢献

■芸術文化センターによる活動支援

芸術文化センターにはバレエ・ダンス・吹奏楽の3部門があり、主な役割としては本学バレエコース及びダンスコース、芦屋学園バレエクラブ及びストリートダンスクラブ、吹奏楽部に所属する学生の活動支援であったが、令和 2(2020)年度より学園クラブは廃止となり、本学学生部管轄の下、バレエ部及びダンス部となり活動を行っている。また芦屋大学附属幼稚園バレエクラスの運営は引き続きバレエ部門により指導を行っている。多様な芸術文化活動を展開して社会貢献活動や他機関・地域との連携を取り、芸術文化の振興を図っている。

①他機関や地域との連携

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により各部で実施していた様々なイベントやコンテストが開催中止となったため、積極的な他機関や地域との連携はできなかったが、バレエ部門で運営管理している芦屋大学附属幼稚園バレエクラスについては開講し、総勢 23 名の園児を指導するとともに、ミニ発表会を実施した。ダンス部門は、オンラインのダンスコンテスト等で実績を残すことを目標として活動をした。吹奏楽部門については芦屋学園高等学校主催の文化部発表会にて出演依頼があり、芦屋学園中学校・高等学校吹奏楽部との合奏を行い、学生・生徒間の交流と音楽力の向上を目的とした高大連携を実施した。

②キャリア育成

バレエ部門では、新たに 4 名の社会人学生を迎えて令和 2(2020)年度も「バレエ教師課程ディプロマコース」を開講した。取得可能な資格に関しては、バレエ教師課程(ディプロマコース)」を履修することでバレエ教師資格の取得が可能となる。ダンス部門が運営に携わっているダンスコースでは保健体育教諭の教員免許が取得可能である。

吹奏楽部門が運営している吹奏楽部では保育士や幼稚園教諭などの初等教育を履修している学生が比較的に多いため、鼓笛隊やマーチングが指導できるマーチングバンド指導者ライセンスの資格取得支援を行っている。このライセンスを取得した学生が、在学中や卒業後に施設や園でマーチングバンドの指導を行っている。

③社会貢献活動

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により、バレエ部門およびダンス部門、吹奏楽部門とも社会貢献活動を実施することができなかった。

(3) A-3 の改善・向上方策

令和 2(2020)年度はコロナ禍により大小を含めた対外的なイベントの開催が軒並み中止され、特記できる芸術文化センターとしての活動支援は行えなかった。但し、バレエ部、

ダンス部、吹奏楽部の個々による公演は、時間短縮や無観客、一般客入場禁止などの制限下で開催できたことは評価したい。

令和 3(2021)年度においては新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、動画配信などを通じて地域との連携を模索したい。

【基準 A の自己評価】

本学では、教育課程内外の研究教育活動を通じて、積極的な社会貢献と地域連携を推進している。

時代に先駆けて地球環境やエネルギー問題に着目し、平成 4(1992)年から活動を開始したソーラーカープロジェクトは、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また、機材の調達や技術開発において産学連携の活動も行っている。

芦屋市及び同教育委員会とは、スポーツ・文化・芸術・地域人材の育成・教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目指して、平成 28(2016)年度に「芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書」を締結した。「芦屋まなび場！フェスティバル in 芦屋大学」の実施など、様々な芦屋市行政改革にかかる連携を深めている。

スポーツ、文化芸術の分野では、芦屋市と連携したスポーツ教室の開催、地元ルナホールでのバレエ・ダンス公演、吹奏楽の芦屋学園内発表などを通して、地域に愛される大学として存在感を高めている。

令和 2(2020)年度は、コロナ禍により各種のイベントが軒並み中止となったが、オンライン会議での交流や、トレーニング動画、ダンス動画の配信など、様々な工夫を凝らして活動を継続した。令和 3(2021)年度も社会情勢を注視しつつ、積極的な情報発信と社会貢献、地域連携の方法を模索していく。

以上により、基準 A を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

(略)